

平成28年度

包括外部監査の結果報告書

市税及び国民健康保険税に関する財務事務の執行について

平成29年1月

豊田市包括外部監査人

公認会計士 西原浩文

目次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	事件を選定した理由	1
4	外部監査の対象部署	1
5	外部監査の対象期間	1
6	外部監査の実施期間	2
7	外部監査の方法	2
	（1） 監査要点	2
	（2） 主な監査手続	2
8	包括外部監査人及び補助者	3
9	利害関係	3
第2	包括外部監査対象の概要	4
1	豊田市の歳入状況及び内容	4
	（1） 豊田市の歳入状況	4
	（2） 豊田市の市税	5
2	愛知県の政令指定都市及び他の中核市との比較	12
	（1） 愛知県の政令指定都市及び他の中核市との市税割合の比較	12
3	市税及び国民健康保険税に関連する豊田市の組織	14
	（1） 市税に関する豊田市の組織形態	14
	（2） 国民健康保険税に関する豊田市の組織形態	15
	（3） 情報システムに関する豊田市の組織形態	15
	（4） 監査対象とした部課	16
第3	監査の結果	17
1	個人市民税	17
	（1） 概要	17
	（2） 監査の結果	29
2	法人市民税	31
	（1） 概要	31
	（2） 監査の結果	39
3	固定資産税	44
	（1） 概要	44
	（2） 監査の結果	60
4	都市計画税	62
	（1） 概要	62
	（2） 監査の結果	65
5	軽自動車税	66

(1) 概要.....	66
(2) 監査の結果.....	81
6 市たばこ税.....	86
(1) 概要.....	86
(2) 監査の結果.....	88
7 事業所税.....	89
(1) 概要.....	89
(2) 監査の結果.....	95
8 国民健康保険税.....	96
(1) 概要.....	96
(2) 監査の結果.....	107
9 収納管理事務と滞納整理事務.....	108
(1) 概要.....	108
(2) 監査の結果.....	116
10 情報システム.....	121
(1) 概要.....	121
(2) 監査の結果.....	129

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

市税及び国民健康保険税に関する財務事務の執行について

3 事件を選定した理由

豊田市の平成28年度の当初市税収入予算は1,167億94百万円で、一般会計歳入予算1,859億0百万円の62.8%を占めている。また、特別会計に含まれる国民健康保険税の収入予算は86億28百万円となっており貴重な歳入の一部となっている。

平成27年度の日本経済は、経済財政政策の推進により雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等もあり緩やかな回復基調が続いた。ただし、平成28年度以降の先行きリスクとして、アメリカの金融政策の正常化が進むものの中国や資源価格の下落などによる新興国等の景気の下振れが懸念される。また、平成26年度税制改正において、地域間の税源の偏在を是正するため法人税割の一部が国税化され、地方法人税（税率4.4%）が創設されたことによる市税の減収のほか、豊田市の主要な産業である自動車関連産業の平成28年度の決算予想で大幅な減益予想となっている法人もあり今後の市税への影響が予想される。

このような状況において、市税や国民健康保険税に関する財務事務の執行が、関係諸法令に準拠して適正に執行され公平性が保たれているか、また効果的かつ効率的に行われているかを監査することは市民にとって有意義なものであると考え、テーマに選定した。

4 外部監査の対象部署

市税及び国民健康保険税に関する事務の執行を担当する部課

- ・ 税務財産部（市民税課、資産税課、納税課）
- ・ 市民福祉部（国保年金課）
- ・ 総務部（情報システム課）

5 外部監査の対象期間

平成27年度（自：平成27年4月1日 至：平成28年3月31日）

ただし、必要があると判断した場合には、平成26年度以前に遡り、また、一部平成28年度についても対象とした。

6 外部監査の実施期間

自：平成28年6月29日 至：平成29年1月26日

7 外部監査の方法

(1) 監査要点

市税及び国民健康保険税に関する財務事務の執行について、ア. 合規性、イ. 経済性、効率性、有効性、ウ. 公平性、正確性の3つの視点に着目する。

ア 合規性

関連法令、条例、規則、要綱等に準拠して事務が行われているかどうか検討するため、事務の流れについて説明を受け、関連文書の閲覧を行う。また、個別検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行う。

イ 経済性、効率性、有効性

経済的、効果的かつ効率的に、事務が行われているかどうか検討するため、個別検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行う。

ウ 公平性、正確性

市税等の財務事務が、法規に準拠し、公平かつ正確に行われているかを検討するため、個別検討対象として抽出したサンプルについて担当者に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行う。

(2) 主な監査手続

ア 担当課での調査（業務に関する聴取、証憑の閲覧・突合）により、賦課・徴収事務が関係法令等にのっとり行われているかを確認する。

イ 担当課での調査（業務に関する聴取、証憑の閲覧・突合）により、賦課・徴収事務が効果的かつ効率的に行われているかを確認する。

ウ 未申告者の捕捉状況について質問を実施し、関連資料を閲覧する。

エ 課税客体の異動の捕捉状況について質問を実施し、関連資料を閲覧する。

オ 減免等一覧表を入手し、減免申請書と照合する。

カ 滞納に関する状況をヒアリングにより把握し、関連資料を閲覧する。

キ 還付に関する手続について確認し、適正に行われているかを確認する。

ク 不納欠損の状況について確認し、適正に行われているかを確認する。

なお、サンプルチェックに関しては、税目、手続ごとに、該当する資料全体を確認した上で、その中から無作為にサンプリング抽出を実施した。

8 包括外部監査人及び補助者

西原 浩文（公認会計士）
香田 浩一（公認会計士）
鈴木 徹也（公認会計士）
児山 法子（公認会計士）
岩田 香織（公認会計士）
城野 沙織（公認会計士）
鬼頭 道子（公認会計士）
西川 幸子（公認情報システム監査人）

9 利害関係

包括外部監査人は、監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29に規定されている利害関係はない。

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

外部監査を通じて発見した指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、それぞれ、【指摘】、【意見】として記述した。それぞれの内容は以下のとおりである。

【指摘】 「法令や規則等に違反している事項、著しく不当な事項等」

【意見】 「規則違反ではないが、自治体運営の経済性・効率性・有効性を踏まえた結果、改善することが望まれる事項」

第2 包括外部監査対象の概要

1 豊田市の歳入状況及び内容

(1) 豊田市の歳入状況

日本の国や地方自治体の会計には、基本的、一般的な経費を含む「一般会計」と特定の収入及び特定の支出をもって一般会計とは経理を別にする「特別会計」がある。

今回のテーマである、市税は「一般会計」に含まれ、国民健康保険税は、「特別会計」に含まれる。

豊田市における平成27年度の一般会計の歳入の内訳及び国民健康保険事業（事業勘定）特別会計の歳入は、図表2-1-1のとおりである。

【図表2-1-1】

平成27年度の一般会計及び特別会計（国民健康保険事業）の歳入（単位：千円）

科目		平成27年度
一般会計		
1	市税	118,955,406
2	地方譲与税	1,195,479
3	利子割交付金	173,825
4	配当割交付金	547,027
5	株式等譲渡所得割交付金	565,379
6	地方消費税交付金	9,093,224
7	ゴルフ場利用税交付金	402,691
8	自動車取得税交付金	484,794
9	地方特例交付金	269,374
10	地方交付税	7,768,501
11	交通安全対策特別交付金	66,279
12	分担金及び負担金	434,098
13	使用料及び手数料	3,324,274
14	国庫支出金	19,566,562
15	県支出金	8,277,865
16	財産収入	643,782
17	寄附金	45,113
18	繰入金	2,882,691
19	繰越金	8,262,108
20	諸収入	6,322,759
21	市債	4,685,200
一般会計合計		193,966,431
特別会計		
国民健康保険事業（事業勘定）特別会計		42,302,339

（出所：豊田市市税概要（以下「市税概要」という。）、国民健康保険事業概要）

(2) 豊田市の市税

ア 豊田市の市税の種類

市税とは、市が賦課し徴収する地方税又は納税義務者が市に申告納付する地方税のことであり、地方税は、用途が特定されているか否かによって分類され、用途が特定されず一般経費となる普通税と用途が特定されている目的税に分けられる。

豊田市において課税される税金は、図表2-1-2のとおりである。

【図表2-1-2】豊田市の市税の種類及び概要

市税の種類		概要
普通税	市民税	個人の市民税と法人の市民税があり、それぞれ課税の基準によって均等割と所得割(法人は法人税割)に区分される。
	固定資産税	毎年1月1日現在で土地・家屋・償却資産(固定資産)を所有している者が納める税金である。
	軽自動車税	原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車及び二輪の小型自動車(軽自動車等)を所有している者にかかる税金である。
	市たばこ税	製造たばこ製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこに対してかかる税である。
	鉱産税	市内の鉱区で鉱物の掘採の事業を行う鉱業者に対してかかる税金である。
	特別土地保有税	平成14年度まで土地の所有者、取得者(5,000㎡以上)に対し一定の期間、特別土地保有税が課税されていたが、平成15年度以降当分の間は、新たな課税が行われなくなった。しかし、平成15年度以降も徴収猶予中の納税義務は免除されない。
目的税	事業所税	より快適な都市づくりに必要な費用に充てるための目的税である。市内に所在する事業所等に対して課税される。
	入湯税	環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他の消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため入湯客に対してかかる税である。
	都市計画税	土地区画整理事業や都市計画事業に要する費用に充てるための目的税である。課税の対象となる資産は、市内の市街化区域内にある土地及び家屋である。

(出所：豊田市市税ガイド(以下「市税ガイド」という。)から監査人が加工)

イ 豊田市の市税及び国民健康保険事業（事業勘定）特別会計歳入額の推移

豊田市における一般会計及び国民健康保険事業（事業勘定）特別会計歳入の推移は、
図表２－１－３のとおりである。

【図表２－１－３】一般会計及び特別会計（国民健康保険事業）歳入推移（単位：千円）

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一般会計					
1 市税	85,859,524	85,693,455	86,868,622	119,500,666	118,955,406
2 地方譲与税	1,329,513	1,251,948	1,187,197	1,139,797	1,195,479
3 利子割交付金	279,805	227,936	214,059	206,235	173,825
4 配当割交付金	194,523	209,884	351,868	646,629	547,027
5 株式等譲渡所得割交付金	46,146	48,928	755,097	418,290	565,379
6 地方消費税交付金	4,719,867	4,732,246	4,691,914	5,624,907	9,093,224
7 ゴルフ場利用税交付金	423,234	425,033	421,146	402,272	402,691
8 自動車取得税交付金	541,440	727,710	649,784	285,121	484,794
9 地方特例交付金	1,063,582	293,480	288,739	269,007	269,374
10 地方交付税	6,730,327	8,396,324	7,162,228	7,862,016	7,768,501
11 交通安全対策特別交付金	72,064	70,150	69,306	62,817	66,279
12 分担金及び負担金	994,756	1,018,365	1,061,879	1,115,291	434,098
13 使用料及び手数料	2,894,329	2,751,370	2,793,510	2,609,047	3,324,274
14 国庫支出金	17,178,568	15,383,038	19,354,080	17,986,528	19,566,562
15 県支出金	8,151,705	7,494,368	8,503,174	9,409,088	8,277,865
16 財産収入	1,022,495	1,541,094	1,649,716	2,550,604	643,782
17 寄附金	35,224	10,985	1,024,330	17,301	45,113
18 繰入金	12,601,709	13,583,685	9,121,933	1,153,755	2,882,691
19 繰越金	6,738,883	6,587,501	8,969,930	9,846,962	8,262,108
20 諸収入	6,795,978	6,509,223	7,310,021	6,504,856	6,322,759
21 市債	12,437,099	11,437,000	11,364,744	4,662,900	4,685,200
一般会計合計	170,110,771	168,393,723	173,813,277	192,274,089	193,966,431
特別会計					
国民健康保険	35,425,550	36,596,652	36,149,481	36,887,702	42,302,339

（出所：市税概要、国民健康保険事業概要）

図表 2-1-3 から分かりますとおり、平成 23 年度から平成 24 年度にかけては、一般会計歳入全体として約 17 億円減少している。これは、市税がほぼ横ばいの中、普通交付税（合併による特例措置）の増加により地方交付税が約 16 億円増加したが、児童手当負担金等の減少により国庫支出金が減少（約 17 億円）及び市債が減少（約 10 億円）したことによるものである。

平成 24 年度から平成 25 年度にかけては、一般会計歳入全体は約 54 億円増加した。これは、普通交付税の減少により地方交付税が約 12 億円減少したものの、景気回復に伴う給与所得向上による個人市民税の増加などから市税は約 11 億円増加しており、地域の元気臨時交付金等の増加による国庫支出金の増加（約 39 億円）、一級河川安永川改修費補助金等の増加による県支出金の増加（約 10 億円）及び寄附金の増加（約 10 億円）と合わせて全体として大幅に増加したものである。

平成 25 年度から平成 26 年度にかけては、一般会計歳入全体として約 184 億円増加となっている。これは、地域の元気臨時交付金等の減少による国庫支出金の減少（約 13 億円）、寄附金の減少（約 10 億円）及び市債の減少（約 67 億円）等があったものの、製造業の業績回復による法人市民税の増加などにより市税が約 326 億円の大増収したことによるものである。

平成 26 年度から平成 27 年度にかけては、一般会計歳入全体としては約 16 億円増加している。これは、都市基盤河川改修費補助金の減少などによる県支出金の減少（約 11 億円）及び土地売却収入の減少による財産収入の減少（約 19 億円）等があったものの、平成 26 年 4 月の地方消費税の引上げによる地方消費税交付金の増加（約 34 億円）及び社会資本整備総合交付金等の増加による国庫支出金の増加（約 15 億円）等によるものである。

なお、一般会計歳入全体に占める市税の割合は、図表 2-1-4 のとおりである。

【図表 2-1-4】一般会計歳入に占める市税の割合 (単位:千円、%)



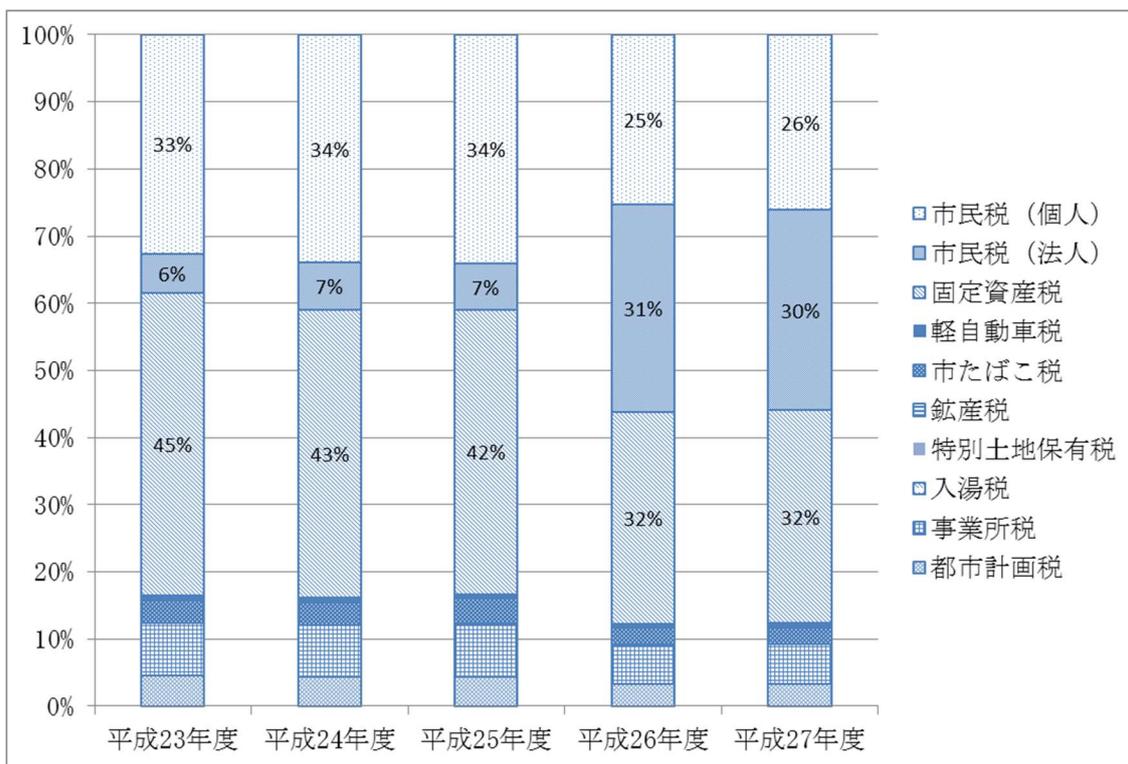
(出所：市税概要から監査人が加工)

図表 2-1-4 から分かるとおり、平成 23 年度から平成 25 年度までにおいて市の収入のほぼ半分が市税によるものである。平成 26 年度において、市税が約 326 億円増加したことにより、市の収入に占める市税の割合は 6 割強にまで増加しており、この傾向は平成 27 年度も継続している。このように、過去 5 年間の推移をみても市税は市の歳入において最も重要であるといえる。

なお、市税の内訳割合は図表 2-1-5、内訳金額は図表 2-1-6 のとおりである。平成 25 年度から平成 26 年度にかけて、法人市民税の割合が大きく増加していることが分かる。

【図表 2-1-5】市税内訳割合の推移

(単位：%)



(出所：市税概要から監査人が加工)

【図表 2-1-6】市税の内訳金額の推移

(単位：千円)

区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
普通税	市民税	個人分	27,973,432	29,075,222	29,614,485	30,182,773	31,079,817
		法人分	5,108,313	6,010,423	5,971,737	37,046,441	35,379,658
	固定資産税	38,647,584	36,722,379	36,767,934	37,649,173	37,761,530	
	軽自動車税	627,993	642,201	654,818	674,551	690,540	
	市たばこ税	2,914,024	2,921,765	3,242,383	3,106,254	3,093,158	
	鉦産税	562	590	676	792	840	
	特別土地保有税	-	-	-	-	-	
計	75,271,908	75,372,580	76,252,033	108,659,984	108,005,543		
目的税	入湯税	127	106	87	104	121	
	事業所税	6,726,504	6,614,203	6,862,601	6,984,221	7,060,822	
	都市計画税	3,860,985	3,706,566	3,753,901	3,856,357	3,888,920	
	計	10,587,616	10,320,875	10,616,589	10,840,682	10,949,863	
合計	85,859,524	85,693,455	86,868,622	119,500,666	118,955,406		

(出所：市税概要から監査人が加工)

図表 2-1-6 から分かりますとおり、平成 23 年から平成 25 年までにおいては、市税による歳入の 85% 以上が、普通税によるものである。普通税のうちほとんどが個人分の市民税と固定資産税により占められている。平成 26 年度において景気の回復による企業収益の増加により、法人分の市民税が約 310 億円増加している。これにより市民税の内訳は法人の割合が個人を上回ることとなり、平成 27 年度も同様の傾向となっている。

ウ 豊田市の市税に関する収納率

平成 27 年度の市税の収納率に関して、豊田市と他の中核市 44 市との比較を実施したものが、図表 2-1-7 である。

平成 27 年度の豊田市の収納率は、98.6% と、他市と比較しても高い収納率であることが分かる。

【図表 2-1-7】平成 27 年度の豊田市の収納率の他の中核市との比較

(単位：千円、%)

順位	市名	調定額 (千円)	収入額 (千円)	収納率 (%)
1	大分	77,446,550	76,397,742	98.6
2	豊田	120,671,046	118,947,018	98.6
3	高槻	50,894,988	50,008,032	98.3
4	前橋	53,218,029	52,204,966	98.1
5	枚方	57,110,643	55,884,487	97.9
6	那覇	46,547,540	45,353,129	97.4
7	東大阪	77,159,623	75,078,959	97.3
8	長野	59,786,369	58,159,274	97.3
9	福山	74,725,437	72,640,026	97.2
10	越谷	48,517,133	47,132,873	97.1
11	八王子	93,219,077	90,416,744	97.0
12	長崎	57,272,390	55,314,831	96.6
13	岡崎	69,315,106	66,939,791	96.6
14	松山	69,984,626	67,564,563	96.5
15	高松	65,761,601	63,439,069	96.5
16	倉敷	85,018,040	81,924,430	96.4
17	和歌山	60,395,161	58,118,414	96.2
18	下関	34,607,866	33,286,393	96.2
19	西宮	87,674,784	84,326,239	96.2

順位	市名	調定額 (千円)	収入額 (千円)	収納率 (%)
20	柏	67,201,656	64,596,937	96.1
21	高知	46,428,651	44,593,169	96.0
22	久留米	41,642,706	39,980,917	96.0
23	盛岡	43,935,760	42,142,468	95.9
24	宮崎	54,559,157	52,119,099	95.5
25	船橋	102,117,737	97,527,093	95.5
26	川越	58,256,732	55,571,640	95.4
27	高崎	62,545,280	59,656,914	95.4
28	姫路	100,686,977	95,986,971	95.3
29	豊中	70,396,990	67,004,888	95.2
30	奈良	54,415,618	51,755,889	95.1
31	横須賀	64,417,409	61,243,206	95.1
32	大津	52,309,532	49,684,785	95.0
33	鹿児島	90,129,686	85,524,217	94.9
34	金沢	83,571,699	79,167,507	94.7
35	いわき	51,924,818	49,185,597	94.7
36	函館	33,910,628	32,096,591	94.7
37	宇都宮	97,164,987	91,926,019	94.6
38	郡山	49,559,755	46,786,286	94.4
39	尼崎	82,225,713	77,459,503	94.2
40	豊橋	67,352,188	63,308,684	94.0
41	秋田	46,418,404	43,605,177	93.9
42	富山	75,944,148	71,321,455	93.9
43	旭川	42,302,911	39,358,806	93.0
44	青森	37,130,517	34,486,856	92.9
45	岐阜	71,426,098	65,706,774	92.0
平均		65,273,373	62,554,098	95.77

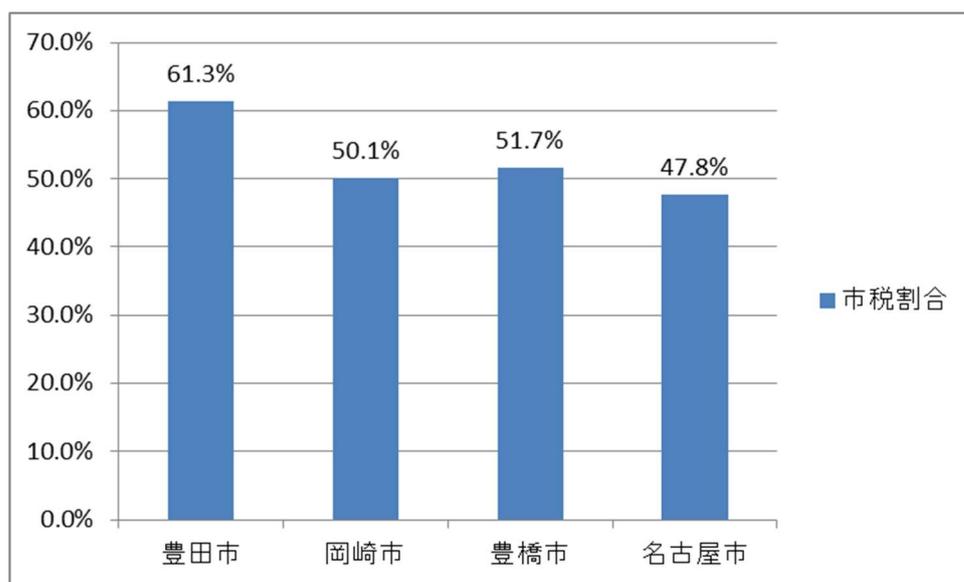
(出所：倉敷市市税概要から監査人が加工)

2 愛知県の政令指定都市及び他の中核市との比較

(1) 愛知県の政令指定都市及び他の中核市との市税割合の比較

平成26年度の一般会計歳入全体に対する市税の割合について、愛知県の政令指定都市である名古屋市並びに他の中核市である岡崎市及び豊橋市と比較した結果は、図表2-2-1のとおりである。

【図表2-2-1】一般会計歳入全体における市税の割合 (単位：%)

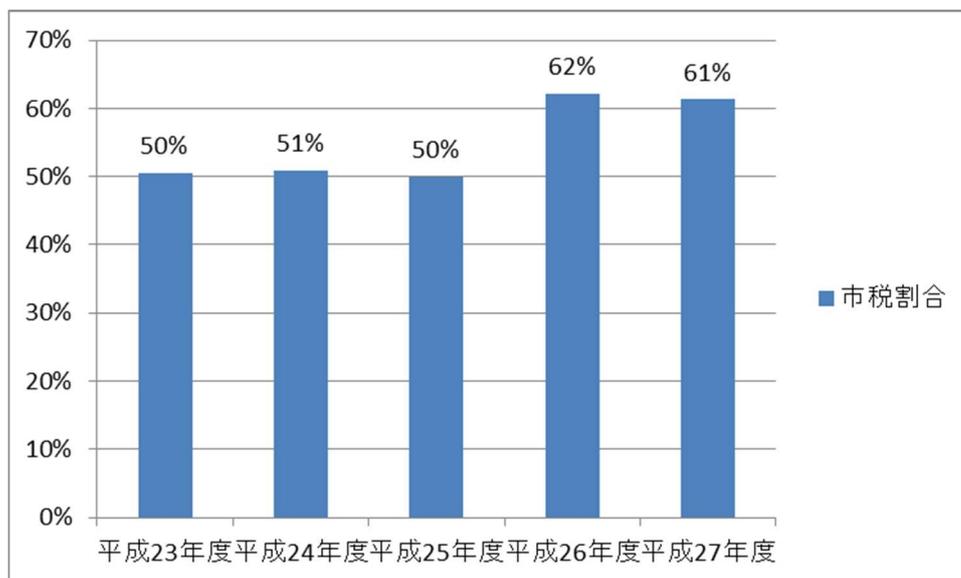


(出所：各市の平成27年度歳入歳出決算書から監査人が加工)

図表2-2-1から分かるとおり、豊田市以外の3つの市の一般会計歳入全体における市税の割合が40%台から50%台であるのと比較して、豊田市は62.2%と高めになっている。

ここで豊田市における過去5年間の一般会計歳入全体における市税の割合は図表2-2-2のとおりである。

【図表 2-2-2】 豊田市における市税割合の推移 (単位：%)



図表 2-2-2 から分るとおり、平成 26 年度以降豊田市の市税割合は増加している。これは景気回復によって企業収益が増加し、法人市民税が増えたことが大きく影響している。したがって、他市と比較して、豊田市は特に市税による収入が主な収入源であるといえる。

3 市税及び国民健康保険税に関連する豊田市の組織

(1) 市税に関する豊田市の組織形態

豊田市における、市税に関する担当部署及び業務内容は、図表2-3-1のとおりである。

税務財産部の中で市民税課、資産税課、納税課、財産管理課の4つに分かれており、それぞれが担当業務を実施している。

【図表2-3-1】税務財産部の業務分担

部	課	担当業務
税務財産部	市民税課	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の市民税及び県民税の賦課及び調査に関すること ・法人等の市民税に関すること ・市たばこ税、鉱産税、入湯税及び事業所税の賦課及び調査に関すること ・固定資産評価審査委員会に関すること ・税制度の調査研究及び企画調整に関すること ・市税に関する啓発及び広報並びに税担当課職員の研修に関すること ・税務事務に係る関係機関及び税担当課間の連絡調整に関すること ・支所及び出張所との税務事務の連絡調整に関すること
	資産税課	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること ・固定資産課税台帳及び地籍図の管理保管に関すること ・土地の評価及び調査に関すること ・家屋の評価及び調査に関すること ・償却資産の評価及び調査に関すること ・特別土地保有税の賦課及び調査に関すること ・原動機付自転車及び小型特殊自動車の登録並びに軽自動車税の賦課及び調査に関すること
	納税課	<ul style="list-style-type: none"> ・市税等の徴収に関すること ・市税等の収納管理に関すること ・納税に係る計画の立案及び推進に関すること ・納税に係る啓発及び広報に関すること
	財産管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・市有財産の管理・最適化、市舎管理に関すること

(出所：豊田市事務分掌規則から監査人が加工)

(2) 国民健康保険税に関する豊田市の組織形態

豊田市における、国民健康保険税に関する担当部署及び業務内容は、図表 2-3-2 のとおりである。

【図表 2-3-2】市民福祉部国保年金課の業務分担

部	課	担当業務
市民福祉部	国保年金課	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険税の賦課及び資格に関すること・国民健康保険の給付及び保健事業に関すること・国民健康保険等の適用の啓発及び調整に関すること・拠出年金及び福祉年金に関すること

(出所：豊田市事務分掌規則から監査人が加工)

(3) 情報システムに関する豊田市の組織形態

豊田市における、情報システムに関する担当部署及び業務内容は、図表 2-3-3 のとおりである。

【図表 2-3-3】総務部情報システム課の業務分担

部	課	担当業務
総務部	情報システム課	<ul style="list-style-type: none">・電子計算組織の利用計画、総合調整、新規適用業務開発、管理運用及び適用業務の維持に関すること・OAに係る運用指導及び研修に関すること・情報化の推進に関すること・データ保護に関すること

(出所：豊田市事務分掌規則から監査人が加工)

(4) 監査対象とした部課

テーマである市税及び国民健康保険税に関する財務事務の執行について、また市税及び国民健康保険税の収入に関する情報システムについて、監査対象として図表2-3-4に記載した部課を選定した。なお、鉱産税、特別土地保有税及び入湯税は豊田市の市税合計に占める割合が0.5%未満と金額的重要性が低いため監査の対象から除外し、税務システムについては各税目の監査に関連して必要と判断した項目について監査の対象とした。

【図表2-3-4】 監査対象とした部課

対象項目	担当部	担当課
個人市民税の賦課・減免	税務財産部	市民税課
法人市民税の申告納付・減免		
市たばこ税の申告納付・減免		
事業所税の申告納付・減免		
固定資産税の賦課・減免		資産税課
都市計画税の賦課・減免		
軽自動車税の賦課・減免		
上記市税及び国民健康保険税の徴収及び滞納管理		納税課
国民健康保険税の賦課・減免	市民福祉部	国保年金課
税務システム	税務財産部	市民税課 資産税課 納税課
	市民福祉部	国保年金課
	総務部	情報システム課

第3 監査の結果

包括外部監査の結果、【指摘】8件・【意見】17件を識別した。

1 個人市民税

(1) 概要

ア 個人市民税とは

個人市民税は、それぞれ課税の基準によって均等割と所得割に区別される。均等割は、納税者の所得金額の多少にかかわらず、納税者が広く均等に負担するものであり、所得割は、納税者の所得金額に応じて納税者が負担するものである。

イ 納税義務者

納税義務者は、図表3-1-1のとおりである。

【図表3-1-1】個人市民税の納税義務者

納税義務者	納める税金	
	均等割	所得割
市内に住所がある人	○	○
市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所のない人	○	—

市内に住所があるかどうかは、その年の1月1日現在で判断する。

したがって、平成27年1月2日以降に豊田市に転入した人について平成27年度は豊田市では課税されないが、転出した人については豊田市で課税されることになる。

また、平成26年中及び平成27年1月1日に死亡した人について平成27年度は課税されないが、平成27年1月2日以降に死亡した人については課税される。

(出所：市税ガイド、豊田市市税条例（以下「市税条例」という。）第25条から監査人が加工)

ウ 税額の計算

均等割及び所得割の税率は、図表 3-1-2 のとおりである。

【図表 3-1-2】平成 27 年度の均等割及び所得割の税額の計算

区分	税率
均等割額	3,500円 (ほかに県民税2,000円) (注)
所得割額	$\frac{\text{前年中の所得金額} - \text{所得税額控除}}{\text{課税所得金額 (1,000円未満切捨て)}} \times 6\% \text{ (ほかに県民税4\%)} \\ \text{— 税額控除額}$

(注) 地方自治体の防災に関する対策を実施するための財源として、平成 26 年度課税から平成 35 年度課税までの間、市民税 500 円、県民税 500 円がそれぞれ均等割額に加算されることとなっている(東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 118 号))。

なお、個人の県民税は愛知県の税金だが、納税者や課税所得金額が個人の市民税と同じなので、納税者の便宜などを図るため、豊田市が個人の市民税と合わせて課税し徴収している。市民税と県民税をあわせて市県民税という。

(出所：市税ガイド、市税条例第 30 条及び第 33 条の 3)

エ 納税の方法

個人市県民税の納付は、普通徴収と特別徴収の2つの方法による。納税方法は、図表3-1-3のとおりである。

【図表3-1-3】徴収区分別の納税方法

区分		納税方法	納期
普通徴収		事業所得者などの給与所得者以外の場合は、市役所からの納税通知書兼納付書によって納期ごとに納める。	6月・8月・10月・翌年の1月
特別徴収	給与	給与所得者については、給与の支払者（会社など）が市役所からの通知にもとづいて、毎月（6月から翌年5月まで）の給与から税額を天引きし、これを取りまとめて納める。	徴収した月の翌月10日まで（毎月）
	年金	年金所得者については、年金の支払者（厚生労働大臣など）が市役所からの通知にもとづいて、年金の支給時に年金所得にかかる税額を天引きし、これを取りまとめて納める。	徴収した月の翌月10日まで

（出所：市税ガイド）

オ 非課税対象者

非課税対象者は、図表 3-1-4 のとおりである。

【図表 3-1-4】個人市民税の非課税対象者

均等割・所得割とも非課税となる人（＝市県民税は課税されない）
1. 生活保護法で生活扶助を受けている人 2. 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年中の合計所得金額が 1 2 5 万円以下（給与の収入金額では 2, 0 4 4, 0 0 0 円未満）の人 3. 上記以外で前年中の合計所得金額が、次の金額以下の人 ア 扶養家族のない人 3 2 万円 イ 扶養家族のいる人 3 2 万円×家族数（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族数）＋ 1 8 万 9 千円 (地方税法第 2 9 5 条、市税条例第 2 6 条)
所得割が非課税となる人（＝市県民税の均等割は課税される）
前年中の総所得金額等が、次の金額以下の人 ア 扶養家族のない人 3 5 万円 イ 扶養家族のいる人 3 5 万円×家族数（本人＋控除対象配偶者＋扶養親族数）＋ 3 2 万円 (地方税法附則第 3 条の 3)

(出所：市税ガイド)

カ 個人市民税の減免

個人市民税の減免は、市税条例第 4 9 条及び豊田市市税減免規則（以下「減免規則」という。）第 2 条、別表第 1（第 2 条関係）にて定められている。

豊田市市税条例 (市民税の減免) 第 4 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認められるものに対し、規則で定めることにより、市民税を減免することができる。 (1)生活保護法の規定による保護を受ける者 (2)前年に所得があった者で、当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 (3)学生及び生徒 (4)公益社団法人及び公益財団法人 (5)前各号に掲げるもののほか特別の事由があるもの

豊田市市税減免規則

(市民税の減免)

第2条 市税条例第49条第1項に規定する市民税の減免は、別表第1に定めるところによる。

2 減免の対象となる市民税は、別表第1において特別の定めのあるものを除いては当該年度に課すべき分とし、当該事由発生以後に到来する納期限に係る税額に限るものとする。

個人市民税の市税条例第49条第1項各号の減免対象者及び減免割合は、法人市民税と合わせて減免規則別表第1に規定されており、個人市民税について規定された減免対象者は図表3-1-5のとおりである。

【図表3-1-5】個人市民税の減免要件

市税条例 第49条 第1項	減免対象者	減免割合
第1号	生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条の規定により保護を受ける者	当該保護を受けることとなった日からその事由が消滅した日までの間に到来する納期限に係る納付税額の合計額の全部
第2号	1 前年中における総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額、地方税法(以下この表において「法」という。)附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(法第314条の2の規定の適用がある場合にはその適用前の金額とする。)、法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(法第314条の2の規定の適用がある場合にはその適用前の金額とする。)、法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第3	

市税条例 第49条 第1項	減免対象者	減免割合
	<p>5条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下この表において「減免基準所得金額」という。)が法第295条第1項第2号に規定する額(法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者(以下「控除対象配偶者」という。)及び同項第8号に規定する扶養親族(以下「扶養親族」という。)を有する者については、配偶者控除額及びその者が適用を受ける扶養控除額の合計額並びに33万円に16歳未満の扶養親族の数を乗じて得た金額並びに控除対象配偶者又は扶養親族が法第314条の2第4項に規定する同居特別障害者(以下「同居特別障害者」という。)である場合においては同居特別障害者の数に23万円を乗じて得た金額の合計額を加算した額。以下この表において「基準額」という。)以下で、当該年中における減免基準所得金額が前年中の減免基準所得金額に比し4分の3以下に減少すると認められる者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 当該年中における減免基準所得金額の見込額が2分の1以下に減少すると認められる者</p> <p>(2) 当該年中における減免基準所得金額の見込額が4分の3以下に減少すると認められる者</p>	<p>100分の50</p> <p>100分の25</p>
	<p>2 雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定により、基本手当等の受給資格を有する者及びこれに準ずる者(基本手当等の受給期間が満了した後も同じ状態にある者をいう。)で、前年中における減免基準所得金額が基準額以下で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 同法第13条の規定により基本手当の受給資</p>	<p>当該基本手当等の</p>

市税条例 第49条 第1項	減免対象者	減免割合
	<p>格を有する者</p> <p>(2) 同法第37条の3第1項の規定により高年齢求職者給付金の受給資格を有する高年齢継続被保険者</p> <p>(3) 同法第39条第1項の規定により特例一時金の受給資格を有する短期雇用特例被保険者</p> <p>(4) 同法第45条又は第53条の規定により日雇労働求職者給付金の受給資格を有する日雇労働被保険者</p>	<p>支給の対象となる日の属する月以後に到来する納期限に係る納付額の合計額の全部</p>
	<p>3 負傷又は疾病により身体に重大な影響を及ぼし、相当期間所得が皆無となる者及びこれに準ずる者（負傷又は疾病により身体に重大な影響を及ぼし、相当期間所得が著しく減少する者をいう。）で、前年中における減免基準所得金額が次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 基準額以下のもの</p> <p>(2) 基準額の1.5倍以下のもの</p> <p>(3) 基準額の2.0倍以下のもの</p> <p>(4) 基準額の2.5倍以下のもの</p> <p>(5) 基準額の3.0倍以下のもの</p>	<p>全部</p> <p>100分の80</p> <p>100分の60</p> <p>100分の40</p> <p>100分の20</p> <p>（これに準ずるものは、上記率の各2分の1とする。）</p>
第3号	<p>学生及び生徒で、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第32号イ、ロ及びハに該当する者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 賦課期日現在において法第314条の2第1項第9号の勤労学生である者</p> <p>(2) 前年中における減免基準所得金額が所得税法第2条第1項第32号に規定する額以下の者</p> <p>(3) 前年中における減免基準所得金額が基準額以下の者</p>	<p>全部</p> <p>全部</p> <p>100分の50</p>

市税条例 第49条 第1項	減免対象者	減免割合
第5号	<p>1 賦課期日後において死亡した者で、前年中における減免基準所得金額が次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 基準額以下のもの</p> <p>(2) 基準額の1.5倍以下のもの</p> <p>(3) 基準額の2.0倍以下のもの</p> <p>(4) 基準額の2.5倍以下のもの</p> <p>(5) 基準額の3.0倍以下のもの</p>	<p>全部</p> <p>100分の80</p> <p>100分の60</p> <p>100分の40</p> <p>100分の20</p>
	2 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、死亡した者	全部
	3 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、法第292条第1項第9号に規定する障害者となった者	100分の90
	4 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、自己(控除対象配偶者又は扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財について受けた損害の額が、その住宅又は家財の価格の10分の3以上である者で、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合にはその適用前の金額とする。)、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合にはその適用前の金額とする。)、法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が1,000万円	当該災害発生以後に到来する4以内の納期限(翌年度に繰り越す場合において当該年度及びその翌年度)に係る納付税額(給与所得に係る特別徴収に係る者にあつては当該災害発生の日の属する月の翌月以後12月分以内の月割額、公的年金等に係る所得に係る特別徴収に係る者にあつては当該災害発生の日の属する

市税条例 第49条 第1項	減免対象者	減免割合
	<p>以下で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 損害の金額がその住宅又は家財の価格の10分の3以上10分の5未満の者で</p> <p>ア 合計所得金額が500万円以下のもの</p> <p>イ 合計所得金額が750万円以下のもの</p> <p>ウ 合計所得金額が750万円を超えるもの</p> <p>(2) 損害の金額がその住宅又は家財の価格の10分の5以上の者で</p> <p>ア 合計所得金額が500万円以下のもの</p> <p>イ 合計所得金額が750万円以下のもの</p> <p>ウ 合計所得金額が750万円を超えるもの</p>	<p>月の翌月以後6回分以内の支払回数割仮特別徴収税額及び支払回数割特別徴収税額)の合計額の</p> <p>100分の50</p> <p>100分の25</p> <p>100分の12.5</p> <p>全部</p> <p>100分の50</p> <p>100分の25</p>
	<p>5 賦課期日現在において、法第292条第1項第9号に規定する障害者、未成年者、同項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫で、前年の合計所得金額が135万円以下のもの</p>	<p>100分の50</p>
	<p>6 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条の支援給付を受ける者</p>	<p>当該支援給付を受けることとなった日からその事由が消滅した日までの間に到来する納期限に係る納付税額の合計額の全部</p>
	<p>12 その他市長が必要と認めたもの</p>	<p>市長が適当と認めたもの</p>

(出所：減免規則別表第1から監査人が加工)

キ 個人市県民税の調定額及び納税義務者数の推移

豊田市では、納税者の便宜などを図るため、納税者や課税所得金額が同じである個人の県民税と個人の市民税とを合わせて課税徴収しており、個人市県民税の調定額の推移は、図表3-1-6のとおりである。個人市民税額は増加傾向にあり、平成27年度は平成23年度と比較して約44億円増加している。これは平成20年9月のリーマンショック以降落ち込んでいた個人所得が徐々に回復してきたことによるものである。

【図表3-1-6】個人市県民税課税（調定）額の推移（単位：千円）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
市民税額	28,996,462	29,542,545	30,141,514	30,985,801	31,238,078
県民税額	19,218,473	19,580,410	20,019,102	20,579,852	20,747,407
合計	48,214,936	49,122,955	50,160,617	51,565,654	51,985,486

（注1）現年課税分の各年度の決算調定額

（注2）平成27年度は、平成28年6月30日現在の調定額

（出所：市税概要から監査人が加工）

個人市県民税徴収方法別の推移は、図表3-1-7のとおりである。平成23年度から平成27年度にかけて、普通徴収額の割合は減少傾向に、特別徴収額の割合は増加傾向にある。

【図表3-1-7】個人市県民税徴収方法別課税（調定）額の推移（単位：千円）

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
普通徴収	課税額	9,313,563	9,183,082	8,588,017	8,054,633	7,248,364
	構成比	19.3%	18.7%	17.1%	15.6%	13.9%
特別徴収	課税額	38,901,372	39,939,873	41,572,600	43,511,020	44,737,121
	構成比	80.7%	81.3%	82.9%	84.4%	86.1%
個人市県民税合計		48,214,936	49,122,955	50,160,617	51,565,654	51,985,486

（注1）現年課税分の各年度の決算調定額（確定按分率）

（注2）平成27年度は、平成28年6月30日現在の調定額

（注3）年金からの特別徴収分は、特別徴収分に含む

（出所：市税概要から監査人が加工）

個人納税義務者数の推移は、図表3-1-8のとおりである。人口の推移はほぼ横ばいであり、人口に占める納税義務者の割合についても、約5割強で推移している。個人納税義務者数の合計で見ると全体としては増加傾向にあるが、徴収方法別でみる

と普通徴収による納付が減少し、特別徴収による納付が増加している。

【図表 3-1-8】 個人納税義務者数の推移 (単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
普通徴収	42,951	41,135	33,823	27,512	27,219
特別徴収	170,166	174,297	181,891	188,944	192,440
給与特別徴収	138,566	140,767	146,529	152,408	154,354
年金特別徴収	31,600	33,530	35,362	36,536	38,086
合計	213,117	215,432	215,714	216,456	219,659
合計のうち、家屋敷等のみ(注1)	9,513	9,664	10,122	10,353	10,531
人口(注2)	423,744	422,679	422,181	422,521	424,716
人口に占める納税義務者の割合	50.3%	51.0%	51.1%	51.2%	51.7%

(注1) 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者(地方税法第294条第1項第2号)

(注2) 各年度10月1日現在

(出所：市税概要から監査人が加工)

ク 個人市民税の減免額及び減免件数の推移

個人市民税の減免額及び減免件数の推移は、図表 3-1-9 のとおりである。平成 24 年度は、生活保護を受けている場合（1号）の減免が減少したことに伴い、減免額の合計が 2 百万円台と他の事業年度に比べ低い水準になっているが、それ以外の事業年度ではおおむね 4 百万円から 5 百万円台で推移している。

【図表 3-1-9】 個人市民税の減免額及び減免件数の推移 (単位：千円、件)

市税条例 第 49 条 第 1 項	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	金額	件数								
第 1 号	2,538	40	1,111	21	2,627	52	2,230	49	2,983	50
第 2 号	1,136	28	1,073	29	1,492	37	1,138	28	1,218	32
第 3 号	-	-	21	1	72	3	9	2	-	-
第 5 号	487	10	187	4	281	4	1,577	13	802	18
合計	4,162	78	2,393	55	4,473	96	4,956	92	5,004	100

(注) 減免理由は、図表 3-1-5 個人市民税の減免要件と対応している。

第 1 号 生活保護を受けている場合

第 2 号 所得が皆無となり生活が著しく困難な場合

第 3 号 勤労学生

第 5 号 災害を受けた場合など

(出所：市民税課作成資料、豊田市HPから監査人が加工)

(2) 監査の結果

ア 不申告調査対象の抽出方法の見直しの必要性【指摘】

平成27年度重点取組項目のうち、「不申告調査（個人）」の調査対象の抽出について、賦課期日（平成27年1月1日）現在、豊田市に住民登録があるものの中から、一定の抽出条件に基づき抽出した対象について個人市民税申告書の送付を行い、申告のない者について、電話照会、勤務先の会社照会及び現地調査等を実施している。

一定の抽出条件を確認したところ、外国人については調査の対象外とされていた。

平成27年10月1日現在の外国人の数は13,739人（豊田市人口に占める割合は3.25%）。そのうち、20歳から64歳までの数は10,661人（豊田市20歳から64歳までの人口に占める割合は4.28%）であり、調査により、新たな税収が確保される可能性がある。また、課税の公平性の観点から、外国人についても調査の対象とする必要がある。

イ 国税連携データに基づく調査対象抽出方法の見直し【意見】

平成27年度重点取組項目「④各種資料に基づく申告確認」のうち、外交員報酬に対する調査について、国税連携データのうち、一定の抽出条件に基づき抽出し、個人市民税の送付を行っている。

一定の抽出条件を確認したところ、国税連携データで設定されている132区分ある報酬のうち、抽出されているのは外交員報酬であると思われる7区分のみであった。

課税の公平性の観点から、毎年ローテーションにて他の区分についても調査することが望まれる。

なお、所管課によると、平成28年度から全区分を対象にした調査を試験的に開始し、マイナンバー（社会保障・税番号制度）導入に伴い、本人特定が容易になる平成29年度からは、調査を本格実施するとのことである。

ウ 給与支払報告書未提出事業所の追加調査【意見】

平成27年度重点取組項目「⑤給与支払報告書未提出事業所調査」では、豊田市内に住所のある事業所のうち、平成26年度に3人以上の給与支払報告書の提出をしているが、平成27年度は未提出となっている事業所を対象としている。

地方税法第317条の6では、給与支払報告書等の提出義務について規定しており、同法第317条の7では、給与支払報告書等の提出義務違反に関する罪として、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することが定められている。

平成27年度調査時に給与支払報告書の提出を約束したにもかかわらず、提出のない事業所につき、追加調査を行っていない。

給与支払報告書未提出事業所調査時に給与支払報告書の提出を約束していながら、提出のない事業所について、課税の公平性の観点から、年度内に追加で督促を行う等

追加調査を行うことが望まれる。

なお、所管課によると、平成28年度調査では、給与支払報告書未提出事業所調査時に給与支払報告書の提出を約束しながら、提出のない事業所について、追加調査を行っているとのことである。

地方税法<抜粋>

(給与支払報告書等の提出義務)

第317の6 1月1日現在において給与の支払をする者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下本節において同じ。)で、当該給与の支払をする際所得税法第183条の規定によつて所得税を徴収する義務があるものは、同月31日までに、総務省令の定めるところによつて、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の1月1日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

(給与支払報告書等の提出義務違反に関する罪)

第317の7 前条第1項から第4項までの規定によつて提出すべき給与支払報告書、届出書若しくは公的年金等支払報告書を提出しなかつた者又は虚偽の記載をした給与支払報告書、届出書若しくは公的年金等支払報告書を提出した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 法人市民税

(1) 概要

ア 法人市民税とは

法人市民税は、市内に事務所や事業所などがある法人等にかかる税であり、法人の規模（資本金等の額と従業者数）によって税率が決定する「均等割」と、国税である法人税額を課税標準として税額が決定する「法人税割」がある。

イ 納税義務者

納税義務者は、図表 3-2-1 のとおりである。

【図表 3-2-1】法人市民税の納税義務者

納税義務者	課税内容	
	均等割	法人税割
市内に事務所又は事業所を有する法人	○	○
市内に寮、保養所等のみを有する法人	○	—
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの（注）	—	○

（注）法人課税信託とは、信託段階において受託者を納税義務者として法人税が課税される信託として法人税法で定めるものをいう。

（出所：市税ガイド、市税条例第 25 条から監査人が加工）

なお、公共法人、公益法人、人格のない社団等は、通常は非課税だが、場合によっては、法人税割及び均等割が課税されることがある。図表 3-2-2 のとおりである。

ウ 税額の計算

(ア) 均等割

均等割の税率は、図表 3-2-2 のとおりである。

【図表 3-2-2】均等割の税率

資本金等の額（注 1）	市内の従業者数 （注 2）	税率（年額）	号数 （注 3）
① 公共法人及び公益法人等で均等割を課すことができるもの（独立行政法人で収益事業を行うものを除く） ② 人格のない社団等で収益事業を行うもの ③ 一般社団法人及び一般財団法人 ④ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの	—	5 万円	第 1 号
1 千万円以下	5 0 人以下	5 万円	第 1 号
	5 0 人 超	1 2 万円	第 2 号
1 千万円を超え 1 億円以下	5 0 人以下	1 3 万円	第 3 号
	5 0 人 超	1 5 万円	第 4 号
1 億円超 1 0 億円以下	5 0 人以下	1 6 万円	第 5 号
	5 0 人 超	4 0 万円	第 6 号
1 0 億円超 5 0 億円以下	5 0 人以下	4 1 万円	第 7 号
	5 0 人 超	1 7 5 万円	第 8 号
5 0 億円を超える法人	5 0 人以下	4 1 万円	第 7 号
	5 0 人 超	3 0 0 万円	第 8 号

（注 1）「資本金等の額」とは、法人税法第 2 条第 1 6 号に規定する資本金等の額又は同条第 1 7 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額をいう。平成 2 7 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から、地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 4 号の 5 に規定する資本金等の額をいい、資本金等の額が資本金の資本準備金の合計額又は出資金の額（A）未満の場合、（A）となる。

（注 2）「従業者数」とは、その法人から俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受ける者の数をいう。

（注 3）市税条例第 3 0 条第 2 項

（出所：市税ガイド、市税条例第 3 0 条第 2 項から監査人が加工）

(イ) 法人税割

課税標準となる法人税額×税率（12.3%）（注）

（注）平成26年10月1日以降に開始する事業年度 9.7%

地方公共団体間の財政力格差拡大を防ぐために法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化する目的で、平成26年度税制改正において地方法人税が創設されており、これに伴って法人住民税法人税割の税率が引き下げられている。なお、地方法人税の額は、課税標準法人税額に4.4%の税率を乗じた金額である。

（注）2以上の市町村に事務所等を有している法人の法人税割額は、関係市町村ごとの従業者数を基準にして按分計算する。

（出所：市税ガイド、市税条例第33条の4、財務省HPから監査人が加工）

エ 納税の方法

法人市民税の課税方式は申告納付方式であり、納税義務者自身が納付すべき税額を計算した申告書を提出し、その税額を納付する。

したがって、法人市民税の申告と納付は、法人税と同じく確定申告については事業年度終了の日から2か月以内に、中間申告については事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内に行うことになっており、図表3-2-3のとおりである。

【図表 3-2-3】法人市民税の納税方法

申告の種類	納める金額		申告と納税の期限
中間申告 (事業年度が6か月を超え、前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに6を乗じて得た金額が10万円を超える法人について①又は②のいずれかを選択して申告)	① 予定申告	均等割額(年額)の1/2と前事業年度の法人税割額×6か月(注)÷前事業年度の月数	事業年度開始日以降6か月を経過した日から2か月以内
	② 仮決算による中間申告	均等割額(年額)の1/2と仮決算に基づき計算した法人税割額	
確定申告	均等割額と法人税割額 (中間納付額がある場合は差し引く)		事業年度終了日の翌日から2か月以内 (法人税の申告期限の延長処分を受けている場合の申告期限はその月数以内)

(注) 平成26年10月1日以降に開始する最初の事業年度 4. 7か月

(出所: 市税ガイドから監査人が加工)

オ 法人市民税の減免

法人市民税の減免は、個人市民税と同様に市税条例第49条及び減免規則別表第1に規定されている。

法人市民税の市税条例第49条1項各号の減免対象者及び減免割合は、個人市民税と合わせて減免規則別表第1に規定されており、法人市民税について規定された減免対象者は図表3-2-4のとおりである。

【図表3-2-4】法人市民税の減免要件

市税条例 第49条 第1項	減免対象者	減免割合
第4号	公益社団法人又は公益財団法人で、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第47条に規定する収益事業(以下「収益事業」という。)を営まないもの	全部
第5号	7 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 収益事業を営まないもの (2) 収益事業を営む法人で1事業年度における当該法人の法人税割が発生しないもの。ただし、新たに市民税が課されることとなった年度から3年度間に限る。	全部 全部
	8 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定管理者の指定を受けた法人等(法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。)で、指定管理事業に係る市内の公の施設の管理以外に収益事業を営まない場合で法人税割が発生しないもの	全部
	9 地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 収益事業を営まないもの (2) 事業活動が極めて小規模で課税すること	全部 全部

市税条例 第49条 第1項	減免対象者	減免割合
	が適当でないと認められるもの (3) 特に地方行政にひ益していると認められるもの	全部
	10 自治区又はPTA若しくは同窓会で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 事業活動が極めて小規模で課税することが適当でないと認められるもの (2) 特に地方行政にひ益していると認められるもの	全部 全部
	11 一般社団法人及び一般財団法人のうち、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第9号の2に規定する非営利型法人で、収益事業を営まないもの	全部

(出所：減免規則別表第1)

カ 法人市民税の調定額及び納税義務者数の推移

法人市民税調定額は、図表3-2-5のとおりである。均等割額は平成23年度から平成27年度までほぼ横ばいであるが、法人税割は平成25年度から平成26年にかけて大きく増加している。これは景気の回復に伴う企業収益の増加による影響である。

【図表3-2-5】法人市民税調定額の推移

(単位：千円)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法人税割額	4,144,538	5,048,611	5,001,476	36,084,987	34,424,961
均等割額	967,485	958,067	964,437	962,301	957,730
法人市民税額	5,112,024	6,006,678	5,965,913	37,047,288	35,382,692

(注) 現年・過年課税分を記載している。なお、調定額は、確定・予定・中間・修正・更正等の申告額である。

(出所：市税概要)

法人納税義務者数の推移は、図表 3-2-6 のとおりである。法人納税義務者数の推移に大きな変動はない。

【図表 3-2-6】法人納税義務者数の推移 (単位：件)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
法人件数	7,959	8,111	8,095	8,063	8,220

(出所：市税概要)

また、法人の区分別法人納税義務者数の推移は、図表 3-2-7 のとおりである。法人の区分別法人納税義務者数の推移に大きな変動はない。

【図表 3-2-7】法人の区分別法人納税義務者数の推移 (単位：件)

規模			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
資本金等の額	市内の 従業者数	号数 (注 2)	年度	年度	年度	年度	年度
1 千万円以下	50 人以下	第 1 号	5,748	5,894	5,885	5,854	5,991
	50 人超	第 2 号	98	101	101	100	103
1 千万円超 1 億円以下	50 人以下	第 3 号	1,115	1,111	1,095	1,108	1,086
	50 人超	第 4 号	189	184	190	188	191
1 億円超 10 億円以下	50 人以下	第 5 号	263	268	278	269	278
	50 人超	第 6 号	78	84	82	77	89
10 億円超	50 人以下	第 7 号	358	360	356	359	374
10 億円超 50 億円以下	50 人超	第 8 号	37	36	39	45	40
50 億円超	50 人超	第 9 号	73	73	69	63	68
計			7,959	8,111	8,095	8,063	8,220

(注 1) 各年度 7 月 1 日現在

(注 2) 市税条例第 30 条第 2 項

(出所：市税概要)

キ 法人市民税の減免額及び減免件数の推移

法人市民税の減免額及び減免件数の推移は、図表 3-2-8 のとおりである。減免額及び減免件数の推移に大きな変動はない。

【図表 3-2-8】減免及び対象法人件数の推移 (単位:千円、件)

市税条例 第 49 条第 1 項 (注 1)		平成 23 年度 (注 2)		平成 24 年度 (注 2)		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
第 4 号	旧民法	233	5	650	14	550	11	600	12	500	10
第 5 号 1 1	第 3 4 条					349	10	395	9	458	10
第 5 号 7 (1)		1,195	24	1,220	29	1,541	32	1,537	33	1,466	30
第 5 号 7 (2)		100	2	50	1	50	1	120	3	83	2
第 5 号 9		216	10	178	6	158	8	228	8	104	4
合計		1,745	41	2,099	50	2,649	62	2,882	65	2,612	56

(注 1) 減免理由は、図表 3-2-4 法人市民税の減免要件の納税義務者と対応している。

第 4 号 公益社団法人又は公益財団法人で収益事業を営まないもの

第 5 号 1 1 一般社団法人及び一般財団法人のうち、収益事業を営まないもの

第 5 号 7 (1) 特定非営利活動法人で収益事業を営まないもの

第 5 号 7 (2) 特定非営利活動法人で収益事業を営むもの

第 5 号 9 認可地縁団体で収益事業を営まないもの等

(注 2) 旧民法第 3 4 条法人が公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人に移行する期間であり、現在と減免区分が異なる。

(出所：市民税課作成資料から監査人が加工)

(2) 監査の結果

ア 非営利型法人の判断根拠の記載の必要性【意見】

公益認定を受けていない「一般社団法人及び一般財団法人のうち、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人で、収益事業を営まないもの（減免規則別表第1第5号の部第11の項）」は、法人市民税全額の減免対象である。

平成27年度に提出された法人市民税の減免申請書のうち、減免理由が非営利型法人であるものを閲覧したところ、減免申請書に定款及び事業報告書が貼付されていたが、非営利型法人の要件に該当するかどうかの判断根拠については記載されていなかった。担当者に確認したところ、定款及び事業報告書を確認し、要件に該当することを確認しているとのことであったが、判断根拠は残していないとのことであった。

非営利型法人であるとの判断根拠が残されていないと、判断が曖昧となり、他の担当者によるチェックが行えないことから、例えば、図表3-2-9非営利型法人の要件を参考に、チェックリストを作成し、判断根拠を残すことが望まれる。

法人税法 (定義) 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 9の2 非営利型法人 一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）のうち、次に掲げるものをいう。 イ その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの ロ その会員から受け入れる会費により当該会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの

【図表3-2-9】非営利型法人の要件

類型	要件	
非営利性が徹底された法人 (法人税法第2条第9号の2イ、法人税法施	1	剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。
	2	解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。
	3	上記1及び2の定款の定め違反する行為（上記1、2及び下記4の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。

行令第3条第1項)	4	各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。
共益的活動を目的とする法人 (法人税法第2条第9号の2ロ、法人税法施行令第3条第2項)	1	会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること。
	2	定款等に会費の定めがあること。
	3	主たる事業として収益事業を行っていないこと。
	4	定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を行うことを定めていないこと。
	5	解散したときにその残余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと。
	6	上記1から5まで及び下記7の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。
	7	各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

(出所：「一般社団法人・一般財団法人と法人税」(国税庁))

法人税法施行令

(非営利型法人の範囲)

第3条 法第2条第9号の2イ(定義)に規定する政令で定める法人は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する一般社団法人又は一般財団法人(清算中に当該各号に掲げる要件の全てに該当することとなつたものを除く。)とする。

- (1) その定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること。
- (2) その定款に解散したときはその残余財産が国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属する旨の定めがあること。

イ 公益社団法人又は公益財団法人

ロ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第419号)第5条第17号イからトまで(公益認定の基準)に掲げる法人

- (3) 前2号の定款の定めに反する行為(前2号及び次号に掲げる要件の全てに該当していた期間において、剰余金の分配又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法(合併による資産の移転を含む。)により特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。)を行うことを決定し、又は行つたことがないこと。
- (4) 各理事(清算人を含む。以下この号及び次項第7号において同じ。)について、当該理事及び当該理事の配偶者又は3親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1以下であること。

2 法第2条第9号の2ロに規定する政令で定める法人は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する一般社団法人又は一般財団法人(清算中に当該各号に掲げる要件の全てに該当することとなつたものを除く。)とする。

- (1) その会員の相互の支援、交流、連絡その他の当該会員に共通する利益を図る活動を行うことをその主たる目的としていること。
- (2) その定款(定款に基づく約款その他これに準ずるものを含む。)に、その会会員が会費として負担すべき金銭の額の定め又は当該金銭の額を社員総会若しくは評議員会の決議により定める旨の定めがあること。
- (3) その主たる事業として収益事業を行っていないこと。
- (4) その定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと。
- (5) その定款に解散したときはその残余財産が特定の個人又は団体(国若しくは地方公共団体、前項第2号イ若しくはロに掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人を除く。)に帰属する旨の定めがないこと。

- (6) 前各号及び次号に掲げる要件の全てに該当していた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含む。）により特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。
- (7) 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は3親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1以下であること。
- (以下省略)

特定非営利活動促進法

(定義)

第2条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

(1) 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。

(2) その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

イ 「実態回答書」の管理方法【意見】

平成27年度に作成された「法人未申告調査票」を閲覧したところ、調査結果が「5実態回答書提出」となっているものが10件あった。「実態回答書」については、うち5件は「法人未申告調査票」の裏に糊付けされていたが、残り5件については、別途ファイリングされていた。

担当者に確認したところ、「実態回答書」の管理方法について、マニュアル化され

ておらず、管理方法が統一できなかったためとのことである。

「実態回答書」は個人情報が含まれるため、紛失により、個人情報が流出する可能性がある。そのため、管理方法を統一し厳重に管理することが望まれる。

ウ 「法人不申告調査（設立未届法人）」の様式の見直しの必要性【意見】

設立登記がされているが、市への設立届が提出されていない法人について、法務局の登記情報から、「法人不申告調査（設立未届法人）」という調査票を作成し、調査結果を記載している。結果については、別途、「設立未届法人一覧」にて管理している。

「法人不申告調査（設立未届法人）」の様式は、税務システムから出力される「法人未申告調査票」の様式に合わせて、ワープロソフトの差し込み文書機能を利用して作成されているが、使用していない不要な項目が多く、作成に手間もかかることから、必要な項目のみを記載した様式に修正することが望まれる。

エ 未届法人調査での事業所税「事業用家屋の貸付申告書」の利用【意見】

法人不申告調査のうち、法人の設立届出のない法人のうち、豊田市外に本店があり、豊田市内に支店のある法人について、資産税課の固定資産税申告情報を利用して捕捉している。

しかし、固定資産税申告情報では、大型商業施設や貸ビル等のテナントの情報は把握できないが、事業所税の「事業所用家屋の貸付申告書」の貸付先を対象に調査を行うことにより、大型商業施設や貸ビル等のテナントを直接調査することが可能となる。

そのため、事業所税の「事業所用家屋の貸付申告書」の貸付先についても未届法人調査の対象とすることが望まれる。

3 固定資産税

(1) 概要

ア 固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）に土地、家屋又は償却資産（固定資産）を所有している人がその固定資産の価格を基に算定された税額をその固定資産の所在する市に納める税金である。

また、固定資産税の種類は、図表3-3-1のとおり3つに分類される。

【図表3-3-1】固定資産税の種類

区分	課税客体
土地	田、畑、宅地、山林、池沼、牧場、原野、雑種地など
家屋	住宅、店舗、工場、倉庫、事務所などの建物
償却資産	土地及び家屋以外の事業の用に供することができる設備、機械器具など

(出所：地方税法第341条)

イ 納税義務者

固定資産税は、その年の1月1日（賦課期日）現在において、市内に固定資産を所有している人に課される。その所有者とは、図表3-3-2のとおりである。

【図表3-3-2】固定資産の所有者

区分	固定資産の所有者
土地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者
家屋	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている者

(出所：市税条例第52条)

ウ 税額の計算

$$\text{課税標準額 (注)} \times \text{税率 (1.4/100)}$$

(注) 課税標準額について

当該年度の価格（評価額）が原則として課税標準額となる。

ただし、土地の税負担の調整措置が適用されている場合や住宅用地のように課税標準の特例措置が適用されている場合は異なる。土地・家屋については、地方税法の規定による固定資産評価基準に基づいて基準年度（3年ごと）に評価替えを行う。地目の変更、家屋の増改築などがあつた場合を除き、原則として価格（評価額）は3年間据え置く。ただし、土地の価格については、地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは価格の修正を行う。また、償却資産については、取得価額をもとに、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して毎年評価を行う。

エ 賦課期日

固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする（地方税法第359条、市税条例第60条）。

オ 納税の方法及び納期

固定資産税の徴収については、市税条例第62条により、普通徴収の方法によるものと定められている。

納期については、市では図表3-3-3のとおり定めている。市が固定資産税を徴収しようとするときは、次の事項を記載した課税明細書を納税義務者に交付することが必要である。

- ・土地 課税台帳等に登録された所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額、軽減税額、税額
- ・家屋 課税台帳等に登録された所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、課税標準額、軽減税額、税額

なお、償却資産については、毎年1月1日現在所有している償却資産の内容（取得年月、取得価額、耐用年数等）について、その所有者が資産の所在する市町村に1月31日までに申告する必要がある。

【図表 3-3-3】納期

種類	納期
普通徴収	第1期 4月1日から同月30日まで
	第2期 7月1日から同月31日まで
	第3期 12月1日から同月25日まで
	第4期 翌年2月1日から同月末日まで

(出所：地方税法364条第1項、市税条例第61条第1項)

カ 固定資産税の非課税規定

市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区に対しては、固定資産税を課することができない(地方税法第348条第1項)。これを人的非課税という。

また、固定資産税は、主に図表3-3-4に掲げる法定の固定資産に対しては課することができない。これを用途非課税という。

ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを主に図表3-3-4に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者には課する。

【図表 3-3-4】非課税となる主な固定資産

非課税となる主な固定資産
(ア) 土地開発公社等が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの
(イ) 宗教法人が専らその本来の用に供する境内建物及び境内地
(ウ) 墓地、公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地、用悪水路、ため池並びに保安林に係る土地
(エ) 国宝、重要文化財、重要有形民族文化財、天然記念物等として指定された家屋又はその敷地
(オ) 学校法人等が直接保育又は教育の用に供する固定資産
(カ) 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉施設や老人福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(出所：地方税法第348条第2項)

キ 固定資産税の免除規定

課税を免除される固定資産は、市税条例第65条の2、減免規則第4条及び別表第3に規定されている。

<p>豊田市市税条例 (固定資産税の免除)</p> <p>第65条の2 市長は、次に掲げる固定資産のうち、必要があると認めるものについては、規則で定めるところにより、固定資産税を免除することができる。ただし、第1号及び第2号にあっては、当該固定資産を借り受けた者が当該目的のために使用する場合で、これを有料で借り受けたものであるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 公共の用に供している固定資産</p> <p>(2) 法第348条第2項第8号の規定により非課税とされた場合を除き、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、愛知県文化財保護条例(昭和30年条例第6号)及び豊田市文化財保護条例(昭和51年条例第24号)の規定により指定された文化財又は当該文化財に係る土地若しくは専ら当該文化財のための用に供する固定資産</p> <p>(3) 土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業施行区域内の土地のうち、現に使用収益することができない土地</p> <p>(4) その他課税することが不適当な固定資産</p>
--

<p>豊田市市税減免規則 (固定資産税及び都市計画税の免除)</p> <p>第4条 市税条例第65条の2第1項及び都市計画税条例第6条に規定する固定資産税及び都市計画税の免除は、別表第3に定めるところによる。</p>
--

【図表3-3-5】固定資産税の免除

市税条例第65条の2第1項及び都市計画税条例第6条	課税免除対象固定資産
第1号	1 自治区が管理運営し、公共の用に供している固定資産のうち、豊田市補助金等交付規則の補助金を受けて設置された施設及びその用に供する土地
	2 専ら消防又は防災の用に供している固定資産
	3 公益社団法人又は公益財団法人が公共の用に供している固定資産

市税条例第65条の2第1項及び都市計画税条例第6条	課税免除対象固定資産
第2号	1 文化財保護法の規定により指定を受けた史跡又は名勝に係る土地
	2 愛知県文化財保護条例(昭和30年愛知県条例第6号)又は豊田市文化財保護条例(昭和51年条例第24号)の規定により指定を受けた文化財
	3 文化財保護法、愛知県文化財保護条例又は豊田市文化財保護条例の規定により指定を受けた文化財を専ら格納するための固定資産
第3号	土地区画整理事業(特定土地区画整理事業及び拠点整備土地区画整理事業を含む。)施行地区内の土地で次の各号のいずれかに該当するもの。ただし、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第101条の規定に基づき損失補償を受けた場合を除く。
	(1) 土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地の指定がなされ、当該効力の発生した日以後における当該仮換地で、同法第99条第2項の規定又は事業施行上のやむを得ない理由により使用又は収益を開始することができないもの。ただし、当該従前地が同日前と同様に使用又は収益されている事情にある場合を除く。
	(2) 土地区画整理法第100条の規定により、使用又は収益が停止された土地
第4号	1 専ら宗教の用に供する固定資産で、法第348条第2項第3号に規定する境内敷地等に該当しないもの
	2 公益社団法人又は公益財団法人が所有する固定資産で、専ら市民のために公益に供していると市長が認めるもの
	3 一般社団法人豊田加茂医師会が所有する固定資産で、休日救急内科診療所の用に供しているもの
	4 一般社団法人豊田加茂医師会又は一般社団法人豊田加茂歯科医師会が所有する固定資産で、公衆衛生の用に供していると市長が認めるもの
	5 豊田市市街地における緑の保全条例(平成元年条例第4号)第9条第3項の規定により、保全緑地として認定された土地

(出所：減免規則別表第3)

ク 固定資産税の免税規定

市内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が免税点の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されない（地方税法第351条）。市は、地方税法の規定に準じて図表3-3-6に掲げる免税点を規定している。

【図表3-3-6】免税点

区分	免税点
土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

（出所：市税条例第59条）

ケ 固定資産税の減免規定

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において、固定資産税の減免を必要とする者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる（地方税法第367条）。

固定資産の減免は、市税条例第65条及び減免規則第3条にて規定されており、減免要件は図表3-3-7のとおりである。

豊田市市税条例

（固定資産税の減免）

第65条 市長は、次に掲げる固定資産のうち、必要があると認めるものについては、規則で定めるところにより、その所有者に対して課する固定資産税を減免することができる。ただし、第2号にあっては、当該固定資産を借り受けた者が当該目的のために使用する場合で、これを有料で借り受けたものであるときは、この限りでない。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のために直接専用する固定資産
- (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
- (4) 前3号のほか火災その他特別の事由がある固定資産

豊田市市税減免規則

(固定資産税及び都市計画税の減免)

第3条 市税条例第65条第1項及び都市計画税条例第6条に規定する固定資産税及び都市計画税の減免は、別表第2に定めるところによる。

2 減免の対象となる固定資産税及び都市計画税は、当該年度に課すべき分とし、当該事由発生以後に到来する納期限に係る税額に限るものとする。ただし、別表第2第4号の項の5に係る申請については、減免を適用できる期間中に申請内容に変更がない場合に限り、当該期間中の年度に課すべき分を対象とする。

【図表 3-3-7】 固定資産税の減免

市税条例第 65条第1 項及び都市 計画税条例 第6条	減免対象固定資産	減免 割合
第1号	1 次の各号のいずれかに該当する者の所有する固定資産	全部
	(1)生活保護法第11条第1項第1号に規定する生活扶助を受ける者	
	(2)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条に規定する支援給付を受ける者	
	2 貧困による生活困窮者で、次に掲げる要件のすべてを満たすものの所有する固定資産	
	(1)国、県若しくは市が給付する次に掲げる福祉手当等のいずれかの支給を受けていること又は生活保護法による保護の基準に規定する所得基準を超えない範囲で生計を一にしていない者から公的扶助に準ずる扶助を受けていること。	
	ア 生活保護法第11条第1項に規定する教育扶助、医療扶助又は介護扶助	
	イ 国、県又は市が給付する次に掲げる手当等のいずれか	
	(ア)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条に規定する特別児童扶養手当、同法第17条に規定する障害児福祉手当又は同法第26条の2に規定する特別障害者手当	
	(イ)愛知県在宅重度障害者手当支給規則(昭和44年愛知県規則第29号)に規定する在宅重度障害者手当	
	(ウ)豊田市心身障害者扶助料支給条例(昭和38年条例第9号)に規定する心身障害者扶助料	
	(エ)児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に規定する児童扶養手当	
(オ)愛知県遺児手当支給規則(昭和45年愛知県規則第30号)に規定する遺児手当		
(カ)豊田市遺児手当支給条例(平成4年条例第26号)に		

市税条例第 65条第1 項及び都市 計画税条例 第6条	減免対象固定資産	減免 割合
	<p>規定する遺児手当</p> <p>ウ 老齢福祉年金支給規則(昭和34年厚生省令第17号)に規定する老齢福祉年金</p> <p>エ アからウまでに掲げるものに準ずるものとして市長が認めるもの</p> <p>(2) 1筆の宅地又は隣接する2筆以上の宅地(その形状、利用状況等から一体をなしていると認められるものに限る。)(以下これらの宅地を「一画地」という。)において存在する家屋に居住する世帯の全員(以下「世帯員全員」という。)の個人市民税が均等割及び所得割のいずれも課税されていないこと。</p> <p>(3) 世帯員全員が居住用以外の固定資産(非課税に該当する固定資産を除く。)を所有せず、現に居住している固定資産(一画地に存在するすべての家屋及び宅地)が次に掲げる要件のすべてを満たしていること。</p> <p>ア 一画地に存在するすべての家屋の床面積(当該家屋が区分所有である場合は、当該家屋の床面積の区分所有に係る部分とする。)の合計が120㎡以下であること。ただし、当該家屋が自己の所有でない場合は、当該家屋の床面積の合計が120㎡以下であり、かつ、当該家屋の所有者が同一世帯員であること。</p> <p>イ 宅地(当該宅地が自己の所有でない場合を含む。)の面積(当該宅地が区分所有である場合は、当該宅地の面積の区分所有に係る部分とする。)が200㎡以下であること。</p>	
第2号	<p>1 自治区が管理運営し、公共の用に供している固定資産(豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号)の補助金を受けて設置されたものを除く。)で次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 設置又は管理運営について市の財政的援助を受けているもの</p>	全部

市税条例第 65条第1 項及び都市 計画税条例 第6条	減免対象固定資産	減免 割合
	(2)前号に掲げるもの以外のもの	2分の1
	2 一定の地域において、直接当該地域の公共の用に供されている集会所その他これに類する固定資産(事務所等で公共の用以外の目的で専用されている部分を除く。)。ただし、1に掲げるものを除く。	全部
第3号	<p>1 震災、風水害等により被害を受けた土地で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1)被害面積が当該土地の面積の10分の8以上のもの</p> <p>(2)被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満のもの</p> <p>(3)被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満のもの</p> <p>(4)被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満のもの</p> <p>2 震災、風水害等により被害を受けた家屋又は償却資産(以下「家屋等」という。)で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1)全壊、流失、埋没等により家屋等の原形をとどめないもの又は復旧不能のもの</p> <p>(2)主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋等の価格の10分の6以上の価値を減じたもの</p> <p>(3)屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じたもので、当該家屋等の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたもの</p> <p>(4)下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とするもので、当該家屋等の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたもの</p>	<p>全部</p> <p>10分の8</p> <p>10分の6</p> <p>10分の4</p> <p>全部</p> <p>10分の8</p> <p>10分の6</p> <p>10分の4</p>
第4号	1 火災により被害を受けた家屋等で次の各号のいずれかに該当するもの	

市税条例第 65条第1 項及び都市 計画税条例 第6条	減免対象固定資産	減免 割合
	(1)火災により家屋等の原形をとどめないもの又は復旧不能のもの (2)主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋等の価格の10分の6以上の価値を減じたもの (3)屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じたもので、当該家屋等の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたもの (4)下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とするもので、当該家屋等の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたもの	全部 10分の8 10分の6 10分の4
	2 相続税法(昭和25年法律第73号)第41条の規定により物納許可のあった固定資産	全部
	3 賦課期日前に地方公共団体に買収又は収用の契約が完了しているが所有権移転登記が完了していない固定資産	全部
	4 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により告示された登録有形文化財である家屋	2分の1
	5 低炭素社会の実現に貢献する専用住宅又は人の居住の用に供する部分が2分の1以上の併用住宅として市長が定める住宅で、次の各号のいずれかに該当するもの。この場合において、減免対象は、当該住宅の人の居住の用に供する部分の床面積120㎡までの部分に限る。 (1)平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、新築された住宅で、個人が取得したもの。ただし、当該住宅に対し新たに固定資産税及び都市計画税が課されることとなった年度から3年度間に限る。 (2)平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、個人が改修した住宅。ただし、当該住宅の改修がなされた日の属する年度の翌年度から3年度間に限る。	全部 2分の1
	6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの	2分の1

市税条例第 65条第1 項及び都市 計画税条例 第6条	減免対象固定資産	減免 割合
	間に、取得し、かつ、経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備で、発電出力が10kW以上2,000kW未満のもの。当該設備に対し新たに固定資産税及び都市計画税が課されることとなった年度から3年度間に限る。	

(出所：減免規則別表第2)

コ 固定資産税の軽減措置規定

課税標準については、図表3-3-8のように軽減措置が法定されている。

なお、減免は市の条例で定められており、軽減は法律で定められている。

【図表3-3-8】課税標準の軽減措置

課税標準の特例の主なもの
(ア) 変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例（地方税法第349条の3） 課税標準は「課税標準となるべき価格」に一定の率（2分の1、3分の1等）を乗じた額とする。
(イ) 住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例（地方税法第349条の3の2） 課税標準は「課税標準となるべき価格」の3分の1の額とする。また、小規模住宅用地の課税標準は同様に6分の1の額とする。
(ウ) 被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例（地方税法第349条の3の3） 課税標準は「課税標準となるべき価格」の6分の1の額とする。
(エ) 大規模の償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例等（地方税法第349条の4） 課税標準は「課税標準となるべき価格」の10分の4の額等とする。

(出所：地方税法第349条の3～4)

また、豊田市では、地域におけるエネルギーの地産地消と暮らしの低炭素化を促進するため、図表3-3-9に示すとおり独自の環境減税の規定を設けている。

【図表3-3-9】平成27年度の課税標準の軽減措置

軽減措置	対象	減免内容
スマートハウス減税	<p>以下の要件を満たす住宅が対象</p> <p>(1) 個人所有の専用住宅又は居住用部分が1/2以上の併用住宅であるスマートハウス(注)であること</p> <p>(2) 平成26年4月1日～平成29年3月31日までに(注)に記載の3つの設備が完備されたスマートハウスであること</p> <p>(注) スマートハウスとは、エコファミリー支援補助の対象となりうる「住宅用太陽光発電システム」、「家庭用エネルギー管理システム(HEMS)」、「家庭用リチウムイオン蓄電池システム」を全て兼ね備えた住宅を称する。住宅用太陽光発電システムで発電した電力は、居住する住宅で使用していること。</p>	<p>減免期間</p> <p>設備完備後の課税初年度から3か年(課税基準日1月1日)</p> <p>減免割合</p> <p>(上限、床面積120㎡相当分まで)</p> <p>新築：固定資産税1/2 都市計画税1/1</p> <p>改修：固定資産税1/2 都市計画税1/2</p>
再生可能エネルギー発電設備減税	<p>以下の要件を満たす再生エネルギー発電設備が対象</p> <p>(1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備であること</p> <p>(2) 認定設備の発電出力が、10kW以上2,000kW未満であること</p> <p>(3) 設備認定日と設備の取得日が平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間であること</p> <p>設備認定日とは「再生可能エネルギー発電設備の認定について(通知)」に記載される認定日である。取得日とは、稼動の日(実際の購入日ではない)である。</p>	<p>減免期間</p> <p>課税初年度から3か年(賦課基準日1月1日)</p> <p>減免割合(注)</p> <p>1/3</p> <p>(注) 国制度(課税標準額の特例)により、別途3か年1/3軽減されるため、最初の3年間をあわせて2/3が軽減され、1/3の課税(税額負担)となる。</p>

(出所：豊田市パンフレットから監査人が加工)

サ 固定資産税の調定額及び課税状況の推移

固定資産税の調定額の推移は、図表 3-3-10 のとおりである。調定額の推移に大きな変動はない。なお、平成 27 年度における土地、家屋及び償却資産の課税状況は、それぞれ図表 3-3-11、図表 3-3-12 及び図表 3-3-13 のとおりである。

【図表 3-3-10】固定資産税額の推移

(単位:千円)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
固定資産税	38,355,191	36,424,652	36,437,117	37,293,752	37,349,703
(土地)	12,337,361	12,470,211	12,503,329	12,762,433	13,026,385
(家屋)	15,155,235	13,774,019	14,118,648	14,649,161	14,321,942
(償却資産)	10,862,595	10,180,422	9,815,140	9,882,158	10,001,376

(出所:市税概要)

【図表 3-3-11】平成 27 年度の土地の課税状況

区分	地積	決定価格	筆数
免税点以上	346,208,763 m ²	2,523,098,125 千円	613,015 筆
免税点未満	36,183,169 m ²	2,937,867 千円	52,159 筆
非課税分	189,693,478 m ²	-	312,071 筆
計	572,085,410 m ²	2,526,035,992 千円	977,245 筆

(出所:市税概要)

【図表 3-3-12】平成 27 年度の家屋の課税状況

区分	床面積	決定価格	棟数	納税義務者数
免税点以上	31,606,840 m ²	1,067,359,484 千円	180,425 棟	114,871 人
免税点未満	301,400 m ²	448,419 千円	7,007 棟	4,972 人
非課税分	1,997,300 m ²	-	3,995 棟	-
計	33,905,540 m ²	1,067,807,903 千円	191,427 棟	119,843 人

(出所:市税概要)

【図表 3-3-13】平成 27 年度の償却資産の課税状況

(単位:千円)

区分	決定価格	課税標準額
市長が価格等を決定したもの(注1)	599,814,924	594,160,580
総務大臣が価格等を決定し配分したもの(注2)	122,606,072	114,124,521
道府県知事が価格等を決定し配分したもの(注3)	10,893,456	6,469,788
計	733,314,452	714,754,889

(注1) 固定資産税は市町村税であるので、本来その価格の決定から賦課徴収に至るまで、当該固定資産が所在する市町村においてこれを行うことが原則であるが、①船舶や航空機などで、その使用の実態が一市町村内に定置することとどまらず、複数の市町村にわたるもの、②鉄軌道、発送電施設など2以上の市町村にわたって所在する固定資産でその全体を一の固定資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められるものについては、都道府県知事又は総務大臣がその価格を決定してこれを関係市町村に配分し、市町村はその配分を受けた価格等によって固定資産税を賦課徴収することとしている。これを、総務大臣(知事)配分制度という。

(注2) 関係市町村が2以上の都道府県に係る資産を総務大臣配分資産という。

(注3) 関係市町村が1の都道府県のみに係る資産を知事配分資産という。

(出所:市税概要、総務省HPから監査人が加工)

シ 固定資産税の減免額及び減免件数の推移

固定資産税の減免額及び減免件数の推移は、図表 3-3-14 のとおりである。減免額は、4 百万円台から 10 百万円台で推移している。これらは主に 4 号事由による減免額の増減に伴うものである。

【図表 3-3-14】 減免額及び減免件数の推移 (単位：千円、件)

市税条例第 65 条第項 (注 1)	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	金額	件数								
第 1 号	2,674	101	4,284	116	4,482	117	3,438	114	4,390	118
第 2 号	1,015	18	914	18	917	16	842	16	827	15
第 3 号	7	2	0	1	-	-	-	-	-	-
第 4 号(注 2)	806	94	4,994	79	1,372	73	4,981	73	5,545	167
合計	4,504	215	10,195	214	6,772	206	9,262	203	10,762	300

(注 1) 減免理由は、図表 3-3-7 固定資産税の減免と対応している。

- 1 号 生活保護法に規定する生活扶助を受ける者や中国在留邦人等の所有するもの、及び貧困による生活困窮者で一定の要件を満たすものの所有するもの
- 2 号 自治区が管理運営し、公共の用に供しているもの
- 3 号 震災、風水害等により被害を受けた土地・家屋等で、一定の要件を満たすもの
- 4 号 火災により被害を受けた家屋等で一定の要件を満たすもの、低炭素社会の実現に貢献する専用住宅等（スマートハウス）、経済産業大臣認定を受けた再生可能エネルギー発電設備等

(注 2) 旧第 4 号 (4) 民間放送局野見山中継所の放送用設備を含む。

(出所：資産税課作成資料から監査人が加工)

(2) 監査の結果

ア 償却資産の未申告者に対する過料【意見】

資産税課では、平成27年度重点取組項目に次の内容を挙げている。

タイトル		各種調査等による公平・正確な課税
取組内容		年度末の達成状況
1 各種調査による公平性及び歳入の確保		
①	償却資産不申告調査 ・大型特殊自動車の捕捉と申告指導 ・太陽光発電設備の捕捉と申告指導方法の検討	償却資産不申告調査（通年） ： 2,291件（注） ・大型特殊自動車：429件 ・太陽光発電設備：65件
②	未把握家屋の判別・照合調査	5,852件
③	家屋調査 ・新增築家屋 ・未調査家屋	・新增築家屋：2,243棟 ・未調査家屋：573棟

（注）催告通知等を発送した件数であり、図表3-3-15の未申告指導対象件数とは異なる。

（出所：平成27年度重点目標（豊田市）から監査人が加工）

平成27年度重点取組項目のうち、「①償却資産不申告調査」における未申告指導の実績は、図表3-3-15のとおりである。未申告指導では、文書の発送、電話による連絡及び訪問により申告を促している。その結果、未申告のままであるもののうち、正当な理由なく未申告であるものについては、「償却資産申告の手引（豊田市）」に記載のとおり、地方税法第386条及び市税条例68条の規定により、過料を科することを検討することが望まれる。

【図表3-3-15】「①償却資産不申告調査」における未申告指導の実績

区分	件数
未申告指導対象件数	158
指導の結果、申告された件数	76
調査の結果、廃業していた件数	41
H27年度は申告対象外であった件数	1
未申告件数	40

（出所：資産税課集計資料）

償却資産申告の手引<抜粋>

申告しない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合は、地方税法第386条及び豊田市市税条例68条の規定により過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により罰金を科されることがあります。

豊田市市税条例

(固定資産に係る不申告に関する過料)

- 第68条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が、第67条の2又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかったときは、10万円以下の過料に処する。
- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書の指定すべき期限は、その発付の日から10日以内とする。

地方税法

(固定資産の申告)

第383条 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者(第389条第1項の規定によつて道府県知事若しくは総務大臣が評価すべき償却資産又は第742条第1項若しくは第3項の規定によつて道府県知事が指定した償却資産の所有者を除く。)は、総務省令の定めるところによつて、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第386条 市町村は、固定資産の所有者(第343条第8項及び第9項の場合にあつては、これらの規定によつて所有者とみなされる者とする。第393条及び第394条において同じ。)が第383条又は第384条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で10万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

4 都市計画税

(1) 概要

ア 都市計画税とは

都市計画税は、土地区画整理事業や都市計画事業に要する費用に充てるための目的税である。課税の対象となる資産は、市内の市街化区域内にある土地及び家屋である。

イ 納税義務者

その年の1月1日現在において市街化区域内に土地、家屋を所有する所有者に課される（地方税法第702条、第702条の6）。

ウ 税額の計算

課税標準額（注1）×税率（0.25/100）（注2）

（注1） 都市計画税の課税標準額は、固定資産税の課税標準額（土地及び家屋）に準ずる（地方税法第702条）こととされており、原則として固定資産課税台帳に登録された価格である。特例措置は以下のとおりである。なお、固定資産税について免税点未満のものは都市計画税がかからない。

- 土地 1. 住宅用地に係る課税標準の特例措置が講じられている
小規模住宅用地（200㎡以下の住宅用地）価格の3分の1
一般住宅用地（小規模住宅用地外の住宅用地）価格の3分の2
2. 固定資産と同様の負担水準に応じた税負担の調整措置を講じている。
- 家屋 固定資産の課税標準となるべき価格である。

（注2） 都市計画税の税率は0.25%である。税率は0.3%を限度として市町村が各自設定することが可能である（地方税法第702条の4、豊田市都市計画税条例（以下「都市計画税条例」という。）第3条）。

エ 賦課期日

都市計画税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日である（地方税法第702条の6、都市計画税条例第4条）。

オ 納税の方法

固定資産税と併せて納付する。

都市計画税の納付期限は、都市計画税条例第5条にて、固定資産税の納期の例によるものと規定されている。固定資産税の納期は図表3-3-3のとおりである。

カ 都市計画税の非課税規定

市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区及び地方独立行政法人に対しては、都市計画税を課することができない（地方税法第702条の2）（人的非課税）。また、都市計画税は、主に図表3-4-1に掲げる法定の固定資産に対しては課することができない（用途非課税）。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを主に以下に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者には課する。

【図表3-4-1】非課税となる主な固定資産

非課税となる主な固定資産
(ア) 土地開発公社等が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの
(イ) 宗教法人が専らその本来の用に供する境内建物及び境内地
(ウ) 墓地、公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地、用悪水路、ため池並びに保安林に係る土地
(エ) 国宝、重要文化財、重要有形民族文化財、天然記念物等として指定された家屋又はその敷地
(オ) 学校法人等が直接保育又は教育の用に供する固定資産
(カ) 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉施設や老人福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(出所：地方税法第702条の2)

キ 都市計画税の減免規定

都市計画税の減免及び免除は、都市計画税条例第6条にて、固定資産税の減免及び免除の例によるものと規定されている。

なお、固定資産税の減免要件は図表3-3-7のとおりである。

豊田市都市計画条例

(都市計画税の減免)

第6条 都市計画税の減免及び免除は、固定資産税の減免及び免除の例による。

ク 都市計画税の軽減措置規定

課税標準については、一定の場合、軽減措置が法定されている(地方税法第702条の3、市税条例第163条)。なお、課税標準の特例は図表3-4-2のとおりである。

【図表3-4-2】課税標準の特例

課税標準の特例	
(ア)	住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例 (地方税法第349条の3の2) 課税標準は「課税標準となるべき価格」の3分の2の額とする。 また、小規模住宅用地の課税標準は同様に3分の1の額とする。

(出所：地方税法第702条の3)

ケ 都市計画税額の推移

都市計画税の推移は、図表3-4-3のとおりである。

【図表3-4-3】都市計画税額の調定額の推移

(単位：千円)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
都市計画税	3,845,132	3,688,123	3,737,021	3,840,634	3,869,717

(出所：市税概要)

コ 都市計画税の減免額及び減免件数の推移

都市計画税の減免額及び減免件数の推移は、図表 3-4-4 のとおりである。減免額及び減免件数の推移に大きな変動はない。

【図表 3-4-4】 減免額及び減免件数の推移 (単位：千円、件)

都市計画税 条例第 6 条 (注)	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	金額	件数								
第 1 号	602	55	605	79	822	74	799	77	782	78
第 2 号	140	7	122	6	122	6	122	6	122	6
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 4 号	94	9	177	11	192	9	134	9	469	31
合計	836	71	905	96	1,137	89	1,057	92	1,373	115

(注) 減免理由は、図表 3-3-7 固定資産税の減免と対応している。なお、都市計画税の減免及び免除は、都市計画税条例第 6 条にて、固定資産税の減免及び免除の例によるものと規定されている。

第 1 号 生活保護法に規定する生活扶助を受ける者や中国在留邦人等の所有するもの、及び貧困による生活困窮者で一定の要件を満たすものの所有するもの

第 2 号 自治区が管理運営し、公共の用に供しているもの

第 3 号 震災、風水害等により被害を受けた土地・家屋等で、一定の要件を満たすもの

第 4 号 火災により被害を受けた家屋等で一定の要件を満たすもの等

(出所：資産税課作成資料から監査人が加工)

(2) 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

5 軽自動車税

(1) 概要

ア 軽自動車税とは

軽自動車税は、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）を所有している者に対して課税される地方税である。対象となる軽自動車等の車種区分は、地方税法第442条に図表3-5-1のとおり規定されている。

【図表3-5-1】軽自動車等の定義

車種	定義
原動機付自転車	道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車のうち原動機により陸上を移動させることを目的として製作したもの
軽自動車	道路運送車両法第3条にいう軽自動車
小型特殊自動車	道路運送車両法第3条にいう小型特殊自動車
二輪の小型自動車	道路運送車両法第3条にいう小型自動車のうち二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）

(出所：地方税法第442条)

イ 納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）現在において市内に主たる定置場（主として駐車する場所）のある軽自動車等を所有する者に課される。

ウ 税額の計算

平成27年度の軽自動車税の税額は、図表3-5-2のとおりである。

【図表3-5-2】平成27年度の軽自動車税の税額

種別	課税標準		税額		
原動機付自転車	総排気量が50cc以下のもの		1,000円		
	総排気量が20cc超50cc以下で3輪以上のもの (ミニカー)		2,500円		
	総排気量が50cc超90cc以下で2輪のもの		1,200円		
	総排気量が90cc超125cc以下で2輪のもの		1,600円		
小型特殊自動車	農耕作業用自動車		1,600円		
	その他のもの(フォークリフトなど)		4,700円		
軽自動車	二輪のもの(側車付・トレーラーを含む)		2,400円		
	雪上用のもの		2,400円		
			平成27年 3月31日までの 登録車	平成27年 4月1日以降の 新規登録車	
	三輪のもの		3,100円	3,900円	
	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円
			営業用	5,500円	6,900円
		貨物用	自家用	4,000円	5,000円
営業用			3,000円	3,800円	
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの		4,000円		

(出所：市税ガイド)

なお、地方税制改正により軽自動車税の見直しが行われ、平成28年度から軽自動車税の一部年税額が変更されている。各車種の税額は、車種や排気量によって区分されており、平成28年度からの税額は図表3-5-3のとおりである。

【図表 3-5-3】平成 28 年度からの軽自動車税の税額

種別	課税標準						税額		
原動機 付自転 車	(1) 総排気量が 50cc 以下 (0.6 キロワット以下) のもの (ミニカーを除く)						2,000 円		
	(2) 総排気量が 20cc 超 50cc 以下で三輪以上のもの〔ミニカー〕 (0.25 キロワット超 0.6 キロワット以下) (注 1)						3,700 円		
	(3) 総排気量が 50cc 超 90cc 以下で二輪のもの (0.6 キロワット超 0.8 キロワット以下)						2,000 円		
	(4) 総排気量が 90cc 超 125cc 以下で二輪のもの (0.8 キロワット超)						2,400 円		
小型特 殊自動 車	農耕作業用自動車 (刈取脱穀作業用自動車を含む)						2,400 円		
	その他 (フォークリフトなど)						5,900 円		
軽自動 車 660cc 以下	二輪のもの (側車付・トレーラーを含む)						3,600 円		
	雪上用のもの						3,600 円		
			平成 27 年 3 月 31 日以 前に最初 の新規検 査を受け た車両	平成 27 年 4 月 1 日 以降に最 初の新規 検査を受 けた車両	【軽課】グリーン化特例			【重課】 最初の新 規検査か ら 13 年を 越える 車両	
					電気・天 然ガス 自動車	i ii 達成 (注 2)	iii iv 達成 (注 2)		
	三輪のもの		3,100 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,600 円	
	四輪 以上 のも の	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円	12,900 円
			営業用	5,500 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円	8,200 円
	の	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円	6,000 円
			営業用	3,000 円	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円	4,500 円
	二輪の 小型自 動車	総排気量が 250cc を超えるもの						6,000 円	

(注 1) 車室 (構造物により囲まれた空間) を有する、又は輪距 (左右のタイヤの中心間の距離) が 0.5 メートルを越えるもの。(0.25 キロワット超 0.6 キロワット以下) 輪距が 0.5 メートル以下の屋根付三輪は (1) に該当する。

(注 2) 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに新規登録 (最初の新規検査) された三輪及び四輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成 28 年度に限り税率が軽減される。グリーン化特例の達成要件は、以下のとおりである。

- i 平成17年排出ガス基準75%低減達成【★★★★】
かつ平成32年度燃費基準+20%達成（乗用）
- ii 平成17年排出ガス基準75%低減達成【★★★★】
かつ平成27年度燃費基準+35%達成（貨物用）
- iii 平成17年排出ガス基準75%低減達成【★★★★】
かつ平成32年度燃費基準達成（乗用）
- iv 平成17年排出ガス基準75%低減達成【★★★★】
かつ平成27年度燃費基準+15%達成（貨物用）

（出所：市税ガイド、豊田市HPから監査人が加工）

エ 納税の方法

軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする（市税条例第76条2項）。なお、自動車税と異なり、軽自動車税には月割課税制度がなく、4月1日現在の所有者に課税されることとなり、4月2日以降に廃車などをしても全額納めることとなっている。

オ 軽自動車税の非課税、課税の免除及び減免規定

軽自動車税に対する非課税の範囲として、日本赤十字社が所有する軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供する救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない（市税条例第73条の2）。

また、商品であって使用しない軽自動車等について、軽自動車税の課税免除の規定がある（市税条例第74条）。

さらに、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する軽自動車等、公益のために直接専用する軽自動車等で市長が必要と認めたものについても、軽自動車税が減免となる規定が定められており（市税条例第80条第1項、減免規則第5条、別表第4）、身体障害者や精神障害者（生計を一にする者を含む。）が所有する軽自動車等については一定の条件の下、軽自動車税の減免が認められている（市税条例第81条第1項、減免規則第5条、別表第5）。減免要件は図表3-5-4及び図表3-5-5のとおりである。

豊田市市税条例

(軽自動車税の減免)

第80条 市長は、次に該当する軽自動車等のうち、必要があると認めるものについては、規則で定めるところにより、その所有者に対して課する軽自動車税を減免することができる。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する軽自動車等
- (2) 公益のために直接専用する軽自動車等
- (3) 前2号のほか特別の事由がある軽自動車等

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 軽自動車等の種別
- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条第2項第1号において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

- (3) 主たる定置場
- (4) 原動機の型式
- (5) 原動機の総排気量又は定格出力
- (6) 用途
- (7) 形状
- (8) 車両番号又は標識番号

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第81条 市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、規則で定めるところにより、軽自動車税を減免することができる。

- (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身

体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの(1台に限る。)

(2)その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下本項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下本項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

(1)減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2)身体障害者等の氏名、住所及び年齢

(3)軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係

(4)身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度

(5)運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6)軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、第80条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

豊田市市税減免規則

(軽自動車税の減免)

第5条 市税条例第80条第1項に規定する軽自動車税の減免は、別表第4に定めるところによる。

- 2 市税条例第81条第1項に規定する身体障害者等に対する軽自動車税の減免は、別表第5に定めるところによる。
- 3 市税条例第81条第1項第1号に規定する軽自動車等の所有に係る身体障害者等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第6の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表当該右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの。ただし、その者と生計を一にする者又はその者を常時介護する者が軽自動車を運転する場合にあっては、音声機能障害を有する者及び障害の級別が下肢不自由について4級から6級までの各級、体幹不自由について5級、乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害について4級から6級までの各級、心臓機能障害について4級、腎臓機能障害について4級、呼吸器機能障害について4級、ぼうこう又は直腸の機能障害について4級、小腸の機能障害について4級、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害について4級、肝臓機能障害について4級に該当する者以外のものに限る。
 - (2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第7の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表当該右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2又は同表第1号表ノ3に定める程度の身体の障害を有するもの。ただし、その者と生計を一にする者又はその者を常時介護する者が軽自動車を運転する場合にあっては、音声機能障害を有する者及び障害の程度が下肢不自由について第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症、体幹不自由について第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症に該当する者以外のものに限る。
 - (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者で、当該療育手帳に障害の程度が重度と記載されているもの
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

- 4 市税条例第81条第1項第2号に規定する軽自動車等の利用に係る身体障害者等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 戦傷病者特別援護法第4条の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者
 - (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (5) 前各号に掲げる者に準ずる者として市長が認めた者
- 5 第3項第3号に規定する障害の程度が重度と記載されている者であるかどうか及び同項第4号に規定する1級の障害を有する者であるかどうかの判定は、軽自動車税の賦課期日現在によるものとする。
- 6 減免の対象となる軽自動車税は、当該年度に課すべき分に限るものとする。ただし、別表第4第3号に係る申請については、減免を適用できる期間中に申請内容に変更がない場合に限り、当該期間中の年度に課すべき分を対象とする。

【図表 3-5-4】軽自動車税の減免

市税条例第 80条第1項	減免対象	減免 割合
第1号	生活保護法第11条の規定による保護等の公的扶助を受けている者若しくは同法による保護の基準に規定する所得基準を超えない者で生計を一にしていない者から公的扶助に準ずる扶助を受けているもの又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条の支援給付を受ける者が所有する軽自動車等	全部
第2号	公益社団法人又は公益財団法人で収益事業を営まない法人又は医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関が公益のために直接専用する軽自動車等	
第3号	1 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、初めて新規検査を受けた電気を動力源とする軽自動車(法第444条第1項第2号ハに規定するものをいう。)及び新規に取得したミニカー(法第444条第1項第1号ニに規定するものをいう。)で、内燃機関を有しないもの(中古車を除く。)。ただし、当該軽自動車に対し新たに軽自動車税が課されることとなった年度から3年度間に限る。	全部
	2 その他特別の事由のある軽自動車等	全部

(出所：減免規則別表第4)

【図表 3-5-5】身体障害者等に対する軽自動車税の減免

(ア) 身体に障害がある人の減免（100%減免）

項目	要件				
1 障害 の状況と 納税義務 者・運転 者との組 合せ	減免対象		納税義務者	運転者	
	身体障害（注） （注）戦傷病者 も含む	18歳以上	障害者本人	本人若しくは生計を一にする人又は常時介護する人	
		18歳未満			
	知的障害（A） 精神障害（1級）	18歳以上	本人又は生 計を一にす る人	生計を一にする人又は常時 介護する人	
18歳未満					
2 軽自 動車等の 使用目的	運転者		使用目的		
	障害者本人		専ら本人が使用するもの		
	生計を一にする人		専ら障害者の通学、通園、通院、通所又は生業の ために使用するもの		
	常時介護する人				
3 障害 の範囲 （障害等 級は個別 等級によ る）	手帳及び障害の区分		障害者本人が運 転する場合	障害者と生計 を一にする人 又は常時介護 者が運転する 場合	
	身体 障害 者 手 帳	視覚障害		1級～4級	同左
		聴覚障害		2級及び3級	同左
		平衡機能障害		3級	同左
		音声機能障害		3級（咽頭摘出）	—
		上肢不自由		1級及び2級	同左
		下肢不自由		1級～6級	1級～3級
		体幹不自由		1級～3級 及び5級	1級～3級
		乳幼児期以前の非 進性脳病変による 運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	同左
			移動機能	1級～6級	1級～3級
		心臓・腎臓・呼吸器・小腸・ぼう こう又は直腸・肝臓の機能障害		1級～4級	1級～3級
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫 機能障害		1級～4級	1級～3級
		療育手帳		—	A
		精神障害者保健福祉手帳		—	1級

(注) 上記の条件を全て満たすことが必要である。なお、障害者1人につき、普通車又は軽自動車のどちらか1台に限られ、既に普通車の減免(愛知県税条例第73条)を受けている人は軽自動車の減免は受けられない。

(出所: 豊田市パンフレットから監査人が加工)

(イ) 構造が専ら身体障害者の利用に供するためのものである軽自動車等の減免

(100%減免)(市税条例第81条第1項第2号)

減免の適用を受けるためには、身体障害者等の利用に専ら供すること、構造変更が加えられた軽自動車等を所有すること(台数制限なし)が必要である。

(例) 座席の昇降装置、車椅子の固定装置、乗降スロープ、浴槽の装着等

また、豊田市では、移動の低炭素化を促進するため図表3-5-6に示すとおり独自の環境減税の規定を設けている。

【図表3-5-6】電気軽自動車の減税制度

軽減措置	対象	減免内容
電気軽自動車減税	以下の要件を満たす軽自動車等が対象 (1) 電気のみを動力源とする軽自動車(二輪車を除く)及びミニカーであること (2) 自ら使用する目的で新車登録された車両であること (3) 平成26年4月2日から平成29年3月31日までに新車登録されたものであること	減免期間 新車登録後、初めて課税される年度から3か年 減免割合 全部(10/10)減免

(出所: 豊田市パンフレットから監査人が加工)

カ 軽自動車税の課税台数及び調定額の推移

車種別課税台数及び調定額の推移は、図表 3-5-7 及び図表 3-5-8 のとおりである。平成 23 年度から平成 27 年度にかけて、ほぼ横ばいで推移している。

【図表 3-5-7】 車種別課税台数の推移 (単位：台数)

年度		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
原動機付 自転車	総排気量 50cc 以下	18,405	17,956	17,422	16,843	16,162	
	総排気量 50cc を 超え 90cc 以下	1,383	1,337	1,292	1,225	1,159	
	総排気量 90cc を 超え 125cc 以下	1,768	1,927	2,047	2,213	2,384	
	ミニカー	387	356	382	481	480	
	小計	21,943	21,576	21,143	20,762	20,185	
軽 自動車	二輪車	5,817	5,750	5,761	5,753	5,774	
	三輪車	5	7	6	6	6	
	四輪車	乗用	62,694	64,456	66,342	69,218	71,603
		貨物用	23,825	23,806	23,694	23,593	23,440
小計	92,341	94,019	95,803	98,570	100,823		
小型 特殊 自動車	農耕作業用	4,588	4,496	4,442	4,375	4,271	
	特殊作業用	2,230	2,181	2,116	2,051	1,957	
	小計	6,818	6,677	6,558	6,426	6,228	
二輪の小型自動車		7,229	7,292	7,469	7,603	7,623	
合計		128,331	129,564	130,973	133,361	134,859	
伸び率		△0.1%	1.0%	1.1%	1.8%	1.1%	

(出所：市税概要から監査人が加工)

【図表 3-5-8】車種別調定額の推移

(単位：千円)

年度		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
原動機付自転車	総排気量 50cc 以下	18,405	17,956	17,422	16,843	16,162	
	総排気量 50cc を超え 90cc 以下	1,660	1,604	1,550	1,470	1,391	
	総排気量 90cc を超え 125cc 以下	2,829	3,083	3,275	3,541	3,814	
	ミニカー	967	890	955	1,202	1,200	
	小計	23,861	23,533	23,202	23,056	22,567	
	軽自動車	二輪車	13,961	13,800	13,826	13,807	13,858
三輪車		15	22	19	19	19	
四輪車		乗用	451,386	464,071	477,651	498,356	515,526
		貨物	94,807	94,742	94,286	93,866	93,281
小計		560,169	572,635	585,782	606,048	622,684	
自動車 小型特殊	農耕作業用	7,341	7,193	7,107	7,000	6,834	
	特殊作業用	10,481	10,251	9,945	9,640	9,198	
	小計	17,822	17,444	17,052	16,640	16,032	
二輪の小型自動車		28,916	29,168	29,876	30,412	30,492	
合計		630,768	642,780	655,912	676,156	691,775	
伸び率		1.0%	1.9%	2.0%	3.1%	2.3%	

(出所：市税概要から監査人が加工)

調定額は、平成 23 年度から 5 年間毎年度増加している。これは、調定額全体の 9 割弱を占める軽自動車の四輪乗用車の調定額が、毎年度増加しているためである。軽自動車の四輪乗用車が増加している理由としては、軽自動車は他の自動車と比較して購入価格や維持費用が低く抑えられることから、小型乗用車からの乗り替え需要が増加したためと考えられる。

キ 軽自動車税の減免額及び減免件数の推移

軽自動車税の減免額及び減免件数の推移は、図表 3-5-9 のとおりである。平成 23 年度から平成 27 年度にかけて、緩やかに増加している。

【図表 3-5-9】軽自動車税の減免額及び減免件数の推移 (単位:千円、件数)

市税条例 第 80 条 第 1 項 (注)	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	金額	件数								
第 1 号	6	6	5	5	5	5	24	18	37	24
第 2 号	170	33	104	23	31	7	27	6	23	5
第 3 号 (1)	-	-	-	-	-	-	-	-	25	6
第 3 号 (2)	290	64	551	87	653	107	664	108	665	109
合計	467	103	661	115	690	119	716	132	752	144

(注) 減免理由は、図表 3-5-4 軽自動車税の減免要件と対応している。

第 1 号 生活保護法に規定する生活扶助を受ける者及び中国残留邦人等の支援給付を受ける者

第 2 号 公益社団法人若しくは公益財団法人又は医療法に規定する公的医療機関

第 3 号 (1) 電気を動力源とする軽自動車及びミニカー (内燃機関を有しない)

第 3 号 (2) その他特別の事由のある軽自動車等

(出所:資産税課作成資料から監査人が加工)

また、身体障害者等に対する軽自動車税の減免額及び件数の推移は、図表 3-5-10 のとおりである。平成 23 年度から平成 27 年度にかけて、緩やかに増加している。

【図表 3-5-10】身体障害者等に対する軽自動車税の減免額及び減免件数の推移
(単位：千円、件数)

市税条例 第 8 1 条 第 1 項 (注)	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	金額	件数								
第 1 号	3,439	524	3,787	576	4,263	642	4,885	728	5,240	778
第 2 号	429	61	415	60	404	58	404	58	376	53
合計	3,868	585	4,203	636	4,667	700	5,289	786	5,616	881

(注) 減免理由は、図表 3-5-5 軽自動車税の減免要件の納税義務者と対応している。

第 1 号 生活保護法に規定する生活扶助を受ける者及び中国残留邦人等の支援給付を受ける者

第 2 号 公益社団法人若しくは公益財団法人又は医療法に規定する公的医療機関

(出所：資産税課作成資料から監査人が加工)

(2) 監査の結果

ア 軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書の不備【指摘】

原付自転車（125cc以下）及び小型特殊自動車を取得、譲渡、廃車又は住所が変わったときには、30日以内に図表3-5-11の市役所資産税課、各支所、出張所に申告する必要がある。

平成27年度に提出された「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書」を閲覧したところ、申請書の年月日、標識返納の有無、盗難届等の記入漏れが散見された。

軽自動車税の賦課期日は4月1日であるため、その前後の申請については、申請書に記載される軽自動車等の取得日により、課税の有無が変わってくる。

標識自体も他に悪用される可能性があることから、返納の有無を記載する必要がある。また「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書」記載欄の記入の徹底が必要である。

【図表3-5-11】 手続場所

No.	市役所、支所及び出張所一覧
1	豊田市役所 資産税課窓口
2	猿投支所
3	高橋支所
4	松平支所
5	上郷支所
6	高岡支所
7	保見出張所
8	石野出張所
9	旭支所
10	足助支所
11	稲武支所
12	小原支所
13	下山支所
14	藤岡支所

(出所：市税ガイド)

イ 標識の管理上の不備【指摘】

原付自転車（125cc以下）及び小型特殊自動車を取得した場合には、市役所の資産税課、支所及び出張所への申告が必要であり、市役所、支所及び出張所では、申告の際に標識の交付を行っている。

市役所の資産税課では、標識の倉庫への入庫枚数と資産税課窓口、支所及び出張所

への出庫枚数を管理する台帳を作成しているが、一定時点での台帳の理論上の標識の枚数と実在する標識の枚数との照合は行っていない。

標識の倉庫への入出庫のみを管理し、実在する標識の枚数と照合しないと、例えば標識が紛失しても発覚しないという不都合が生じることから、例えば年度末に1度、台帳の理論上の標識の枚数と実在する標識の枚数の照合を行うべきである。その際、支所及び出張所にて保管されている標識の枚数についても確認すべきである。

ウ 回収した標識の管理上の不備【指摘】

原付自転車（125cc以下）及び小型特殊自動車を廃車した場合には、市役所の資産税課、支所及び出張所へ標識の返還が必要である。市役所では、廃車手続の際に回収した標識を受付カウンターの下で保管し、容器がいっぱいになったところで施錠した倉庫へと移動させ、最終的には業者に依頼して溶解処分している。

カウンターの下で施錠しないで保管されていることと、管理台帳が作成されていないことから、紛失や盗難が発生しても、すぐに気付かない状況にあるといえる。したがって、盗難等により、標識が悪用されることを防止するため、回収後は施錠可能な場所で保管することや、管理台帳を作成するなど適切な管理を行う必要がある。

エ 公益社団法人及び公益財団法人が「収益事業を営まない」と判断した根拠記載の必要性【指摘】

公益社団法人若しくは公益財団法人で収益事業を営まない法人又は医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関が公益のために直接専用する軽自動車等(減免規則別表第4第2号)は軽自動車税全額の減免対象である。

平成27年度に提出された軽自動車税の減免申請書のうち、公益社団法人及び公益財団法人のものを閲覧したところ、減免申請書に定款やホームページ等のコピーが貼付されており、公益社団法人又は公益財団法人であることは確認できたが、収益事業を営んでいるかどうかの判断根拠について記載されていなかった。

減免申請書に、収益事業を営んでいないと判断した根拠を記載する必要がある。

また、事業報告書から収益事業を営んでいるか判断することが難しい場合は、「収益事業開始届出書」の提出の有無を税務署に照会する等により、収益事業を営んでいないことを確認することが可能である。

地方税法

(軽自動車税の減免)

第454条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において軽自動車税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、軽自動車税を減免することができる。

豊田市市税条例

(軽自動車税の減免)

第80条 市長は、次に該当する軽自動車等のうち、必要があると認めるものについては、規則で定めるところにより、その所有者に対して課する軽自動車税を減免することができる。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する軽自動車等
 - (2) 公益のために直接専用する軽自動車等
 - (3) 前2号のほか特別の事由がある軽自動車等
- (身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第81条 市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、規則で定めるところにより、軽自動車税を減免することができる。

- (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの(1台に限る。)
- (2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

オ 豊田市軽自動車税減免事務取扱要領の見直しの必要性【指摘】

市税条例第80条第1項第3号の「特別の事由がある軽自動車等」については、「豊田市軽自動車税減免事務取扱要領」第2条第1項から第5項までに列挙されており、第1項では、「P T Aが所有する軽自動車等」に対する減免が規定されている。

平成27年度に提出された軽自動車税の減免申請書を確認したところ、具体的にどのような目的で使用されているかについて記載されていなかった。

「P T Aが所有する軽自動車等」であるからといって減免を適用するのではなく、具体的な使用目的を確認した上で減免の可否を検討すべきである。

「P T Aが所有する軽自動車等」に対する減免の妥当性は不明であるため、当該減免の妥当性について再検討する必要がある。

豊田市軽自動車税減免事務取扱要領

(特別の事由のある軽自動車等の基準)

第2条 第5条別表第4第3号の「特別の事由のある軽自動車等」は、次に掲げる事項(収益事業に供するものを除く)とする。

- (1) P T Aが所有する軽自動車等
- (2) 社会福祉事業法第22条に定める社会福祉法人が所有し、専ら同法第2条に定める事業の用に供する軽自動車等
- (3) 賦課期日現在、法人市民税の減免がされている特定非営利活動法人又はその他の非営利法人等が所有する軽自動車等
- (4) 天災等により、市県民税、固定資産・都市計画税又は、法人市民税を減免された者が所有する軽自動車等
- (5) その他特別な事由と認められた場合

カ 社会福祉法人が所有する軽自動車税の減免の可否の検証方法【指摘】

「社会福祉事業法第22条に定める社会福祉法人が所有し、専ら同法第2条に定める事業の用に供する軽自動車」(豊田市軽自動車税減免事務取扱要領第2条第2項)は軽自動車税が全額減免される。社会福祉事業法第2条には、社会福祉事業が具体的に列挙されている。そのため、「専ら同法第2条に定める事業」とは、社会福祉事業のことである。

平成27年度に提出された軽自動車税の減免申請書を閲覧したところ、減免申請書に定款やホームページ等のコピーが貼付されており、社会福祉法人であることは確認できたが、実際に軽自動車为社会福祉事業に供されているかの判断根拠の記載はなかった。

社会福祉法人が所有している軽自動車等だからといって、社会福祉事業に供しているとは限らず、私用で利用したり、他の事業に転用したりする可能性がある。

そのため、減免申請時に現車確認又は写真の提出を義務付け、減免対象の軽自動車の車体等に社会福祉法人のロゴが印字されていることを確認することによって、軽自動車等が社会福祉事業に供されていることを検証する必要がある。

また、継続して減免を申請する場合は、運行表等の提出を受け、社会福祉事業に供していることを検証する必要がある。

キ その他特別な事由と認められる場合の具体的な減免事由の記載【意見】

市税条例第80条第1項第3号の「特別な事由がある軽自動車等」については、「豊田市軽自動車税減免事務取扱要領」第2条第1項から第5項までに列挙されており、第5項では「その他特別な事由と認められた場合」と記載されている。

平成27年度に提出された軽自動車税の減免申請書を確認したところ、具体的な理由については記載されていなかった。担当者に確認したところ、過年度から継続して申請されるものについては、初回の減免申請時に内容を確認しており、その後の申請時には、具体的な確認はしていないとのことであった。

軽自動車税の減免を受ける場合に、毎年減免申請書の提出を必要としているのは、現況を確認し、減免の適用の可否を検証するためである。そのため、継続して減免を適用する場合でも、その都度具体的な減免理由を確認し、減免申請書に記載することが望まれる。

6 市たばこ税

(1) 概要

ア 市たばこ税とは

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこに対して課税される地方税である。

イ 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者に課される。

ただし、たばこの価格には市たばこ税が含まれているため、実際に負担するのは消費者であるたばこ購入者自身である。

ウ 税額の計算

$$\text{税額} = \text{売渡し本数} \times \text{税率}$$

(ア) 課税標準

課税標準は売渡し本数である。なお、製造たばこの本数は喫煙用の紙巻たばこの本数に基づくものとし、図表3-6-1に掲げる製造たばこの本数の算定については、区分に応じてそれぞれ定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこ1本に換算するものとする。

【図表3-6-1】各たばこの重量の換算表

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア パイプたばこ	1グラム
イ 葉巻たばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
2 かみ用の製造たばこ	2グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2グラム

(出所：市税条例第86条第2項)

(イ) 税率

平成27年度の紙巻たばこ等は、1,000本につき5,262円

ただし、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット等の旧3級品の紙巻たばこは、1,000本につき2,495円であり、旧3級品の紙巻たばこの税率に対する経過措置は、下記のとおりである。

第1段階 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 2,925円

第2段階	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	3,355円
第3段階	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	4,000円
第4段階	平成31年4月1日から	5,262円

(出所：平成27年度税制改正の大綱（財務省）)

なお、紙巻たばこ等には、パイプたばこ、葉巻たばこ、刻みたばこ並びにかみ用及びかぎ用の製造たばこがある。

また、旧3級品の紙巻たばこは、専売納付金制度下において3級品とされていたエコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びウルマの6銘柄の紙巻たばこをいう。

(ウ) 税率改正

地方税法の改正により、旧3級品の製造たばこに係る特別税率が廃止されることとなった。ただし、激変緩和の観点から経過措置が講じられており、平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に4段階で縮減、廃止等される（平成28年4月1日施行）。紙巻たばこには市たばこ税を含む地方たばこ税のほか、国たばこ税、たばこ特別税及び消費税が課税されており、改正後の税率は、図表3-6-2のとおりである。

【図表3-6-2】旧3級品の製造たばこに係る税率 税率（1,000本につき）

区分	税目	改正前	改正後			
		平成28年 3月31日まで	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
国	たばこ税	2,517円	2,950円	3,383円	4,032円	5,302円
	たばこ特別税	389円	456円	523円	624円	820円
	国のたばこ税	2,906円	3,406円	3,906円	4,656円	6,122円
地方	道府県たばこ税	411円	481円	551円	656円	860円
	市町村たばこ税	2,495円	2,925円	3,355円	4,000円	6,122円
	地方のたばこ税	2,906円	3,406円	3,906円	4,656円	6,122円
	合計	5,812円	6,812円	7,812円	9,312円	12,244円

(出所：総務省HP)

エ 納税の方法

製造たばこ製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が毎月算出した税額を翌月末日までに申告し、納税する。

オ 市たばこ税の調定額の推移

市たばこ税調定額の推移は図表 3-6-3 のとおりで、平成 23 年度から平成 27 年度にかけて、調定額はほぼ横ばいで推移している。

また、年度別全国販売実績上位銘柄は図表 3-6-4 のとおりである。

【図表 3-6-3】市たばこ税調定額の推移 (単位：千本、千円、%)

年度	売渡し本数	左記のうち 旧 3 級品	調定額	前年比
平成 23 年度	639,452	16,326	2,913,352	116.7
平成 24 年度	643,077	19,756	2,921,765	100.3
平成 25 年度	633,965	21,459	3,242,383	111.0
平成 26 年度	601,948	22,117	3,106,254	95.8
平成 27 年度	599,998	23,141	3,092,971	99.6

(出所：市税概要)

【図表 3-6-4】年度別全国販売実績上位銘柄

順位	平成 23 年度	平成 27 年度
1 位	セブンスター	セブンスター
2 位	マイルドセブン・スーパーライト	メビウス・ワン・100s・ボックス
3 位	マイルドセブン・ライト	メビウス・スーパーライト
4 位	マイルドセブン・ワン・100's・ボックス	エコー
5 位	マイルドセブン	わかば
6 位	マイルドセブン・エクストラライト	メビウス・ライト
7 位	マールボロライト メンソールボックス	メビウス・エクストラライト
8 位	エコー	メビウス
9 位	ケント・1・100・ボックス	セブンスター・ボックス
10 位	キャスター・マイルド	マールボロライト メンソールボックス

(出所：日本たばこ協会HP)

(2) 監査の結果

監査の結果、【指摘】又は【意見】とすべき事項は発見されなかった。

7 事業所税

(1) 概要

ア 事業所税とは

事業所税は、豊田市内の事業所等において事業を行う法人又は個人が納める目的税であり、資産割と従業者割によって構成される。

なお、事業所税は、大都市における人口、企業の集中に伴う財政需要を賄うための目的税として、これら的大都市において集積の利益を得ている事業所に対して大都市の行政サービスと企業活動との間の受益関係に着目して、都市に所在する事務所、事業所で一定の規模を超えるものに対し特別の税負担を求めるという趣旨で創設されたものであり、豊田市においては昭和61年1月28日に課税団体として政令指定を受け、昭和61年7月1日から適用することとなった。

イ 納税義務者

納税義務者は、図表3-7-1のとおりである。

【図表3-7-1】納税義務者

区分	課税
豊田市内の事務所又は事業所の合計床面積が1,000平方メートルを超える者（非課税部分を除く。）	資産割
豊田市内に勤務する合計従業者数が100人を超える者（非課税対象従業者数を除く。）	従業者割

(注) ただし、豊田市内において事業を行っている者で、免税点以下であるため事業税が課されない（納付税額がない）者でも、次に該当する者は、事業所税の申告事項（税額は除く。）を申告する必要がある。

- ① 前事業年度又は前年中に事業所税の税額があった者
- ② 事業所床面積の合計面積（福利厚生施設等の非課税となる事業所床面積を含む。）が800平方メートルを超える者
- ③ 従業者の合計数（障害者、高齢者を除き、福利厚生施設等の非課税施設に勤務する者を含む。）が80人を超える者

（出所：豊田市HPから監査人が加工）

ウ みなし事業

地方税法第701条の32第2項では、特殊関係者を有する場合のみなし共同事業に関して、特殊関係を有する者について、税負担の均衡を図る趣旨から次のとおり、納税義務者の範囲について特例措置が講じられている。

事業所税の手引（豊田市）〈抜粋〉

ア 特殊関係者を有する場合の特例

特殊関係者（注）を有する者がある場合に、その特殊関係者の行う事業が当該特殊関係者を有する者又は、その者の他の特殊関係者が事業を行う事業所等の存する家屋内で行われている場合で次の事情のいずれかに該当するときは、当該事業はその特殊関係者を有する者と特殊関係者の共同事業又は、共同行為とみなされて連帯納税義務を負うこととなります。

- ・当該事業が特殊関係者と意思を通じて行われたものであること。
- ・事業所税の負担を不当に減少させる結果になること。

イ 2以上の共同グループを有する場合の特例

特殊関係者を有することにより、共同事業とみなされる事業については、2以上の共同グループがあることとなった場合には、その事業は、その2以上の共同グループに属している者全員の共同事業とみなされます。

※共同グループとは、共同事業とみなされる事業に係る特殊関係者を有する者及びその特殊関係者をいいます。

ウ 特殊関係者の判定

特殊関係者を有するものであるかどうか及び特殊関係者であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の状況によります。

（注）特殊関係者とは、親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社をいい、次のいずれかに該当する者をいう。

1	納税義務者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
2	納税義務者の親族（第1号該当に掲げる者を除く6親等内の血族及び3親等内の婚族）で、次のいずれかに該当する者 （ア）納税義務者と生計を一にしている者 （イ）納税義務者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者
3	納税義務者の使用人等（第1号該当又は第2号該当に掲げた者を除きます。）で、納税義務者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している者

4	次に該当する個人の者 (ア) 納税義務者に特別の金銭その他の財産を提供して生計を維持させている者（第1号又は第2号該当に掲げる者を除きます。） (イ) (ア)の方と第1号該当から第3号該当までの一に該当する関係がある者
5	納税義務者が同族会社の場合で、次に該当する個人の者 (ア) 同族会社の判定の基礎となった株主又は社員の者 (イ) (ア)の方と第1号該当から第4号該当までの一に該当する関係がある者
6	納税義務者を判定の基礎として同族会社に該当する会社
7	納税義務者が同族会社の場合に、その同族会社の判定の基礎となった株主又は社員の者 （「その株主又は社員の者と第1号該当から第4号該当までに該当する関係がある個人の者」及び「その株主又は社員の者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社」を含みます。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

(出所：事業所税の手引（豊田市）)

<p>地方税法<抜粋> (事業所税の納税義務者等) 第701条の32 2 特殊関係者（親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で政令で定めるものをいう。以下本項において同じ。）を有する者がある場合において、当該特殊関係者が行う事業について政令で定める特別の事情があるときは、事業所税の賦課徴収については、当該事業は、その者及び当該特殊関係者の共同事業とみなす。</p>

エ 税額の計算

資産割及び従業者割の税率は、図表 3-7-2 のとおりである。

【図表 3-7-2】税率

区分	課税標準	税率
資産割	豊田市内の事業所用家屋の使用床面積 (平方メートル)	1 平方メートルにつき 600 円
従業者割	従業者給与総額 (円) (役員を除く年齢 65 歳以上のもの及び 障害者の給与額は除く)	100 分の 0.25

(出所：豊田市事業所税条例第 4 条、第 6 条)

オ 納税の方法

事業所税の課税方式は、申告納付方式であり、納税義務者自身が、納付すべき税額を計算した申告書を提出し、その税額を納付する。算定期間及び納付期限は図表 3-7-3 のとおりである。

【図表 3-7-3】算定期間及び納付期限

区分	課税標準の算定期間	申告納付の期限
法人	毎事業年度	事業年度終了日の翌日から 2 か月以内
個人	毎年の 1 月 1 日から 12 月 31 日まで	翌年の 3 月 15 日まで

(出所：豊田市HP)

カ 事業所税の非課税及び減免対象施設等

事業所税の非課税対象施設等、課税標準の特例施設等及び減免対象施設等については、地方税法第 701 条の 34 等にて定められており、減免対象施設等については、自治体で定める旨の記載があり、豊田市事業所税条例第 11 条にて定められている。

非課税及び減免対象施設の根拠法令等は図表 3-7-4 のとおりである。

【図表 3-7-4】非課税及び減免対象施設等の根拠法令等

区分	根拠法令等
非課税対象施設等	地方税法第 701 条の 34
課税標準の特例施設等	地方税法第 701 条の 41
減免対象施設等	地方税法第 701 条の 57 豊田市事業所税条例第 11 条

(出所：豊田市事業所税の手引)

キ 事業所税の調定額及び納税義務者の推移

事業所税調定額の推移は、図表 3-7-5 のとおりである。平成 23 年度から平成 24 年度にかけて減少しているもののそれ以降は緩やかに増加している。

【図表 3-7-5】事業所税調定額の推移 (単位：千円)

区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
税額	資産割	5,095,112	4,994,210	5,190,069	5,223,014	5,242,571
	従業者割	1,656,955	1,645,918	1,704,319	1,787,138	1,842,689
	小計①	6,752,034	6,640,096	6,894,356	7,010,118	7,085,227
減免額	資産割	23,234	22,503	23,553	21,705	21,785
	従業者割	4,960	5,486	5,641	5,820	5,845
	小計②	28,195	27,990	29,15	27,526	27,631
調定額	① -②=③	6,723,839	6,611,288	6,865,160	6,982,590	7,057,595

(注 1) 小計①は、事業所ごと事業所税額（資産割額と従業者割額を合算後、100円未満切捨て）の合計

(注 2) 調定額は、事業所ごとに減免額を差し引いた後の事業所税（100円未満切捨て）の合計

(出所：市税概要)

また、資産割及び従業者割それぞれの課税標準及び件数の推移は、図表 3-7-6 のとおりである。平成 23 年度から平成 24 年度にかけて減少しているもののそれ以降は緩やかに増加している。

【図表 3-7-6】事業所税課税標準及び件数の推移

年度		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
資産割	床面積 (㎡)	8,491,854.27	8,325,757.37	8,652,681.77	8,705,023.63	8,737,618.88
	件数 (件)	670	675	677	670	674
従業者割	給与額 (千円)	662,892,296	658,367,342	681,727,943	714,855,338	737,05,743
	件数 (件)	158	165	158	165	164

(出所：市税概要)

ク 事業所税の減免額及び減免件数の事由別推移

事業所税の減免額及び減免件数の事由別推移は、図表 3-7-7 及び図表 3-7-8 のとおりである。平成 23 年度から平成 27 年度にかけて、ほぼ横ばいで推移している。

【図表 3-7-7】事業所税減免額の推移 (単位：千円)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
減免額	28,195	27,990	29,195	27,527	27,631

(出所：市税概要)

【図表 3-7-8】事業所税減免額及び減免件数の事由別推移 (単位：千円、件)

条例第 1 1 条	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	金額	件数								
第 1 号	1,400	2	1,400	2	1,400	2	1,400	2	1,330	2
第 2 号	23,698	24	23,567	23	23,842	24	22,837	21	23,065	21
第 3 号	3,095	9	3,022	9	3,026	9	3,287	9	3,234	9
第 4 号	-	-	-	-	924	1	-	-	-	-
合計	28,195	35	27,990	34	29,195	36	27,527	32	27,631	32

(注) 減免理由は、豊田市事業所税条例第 1 1 条第 1 項、減免規則別表第 9 にて定められており、主な内容は以下のとおりである。

第 1 号 教科書の出版の事業の用に供される施設のうち一定の要件を満たすもの

第 2 号 演劇興行業の用に供する施設で一定の要件を満たすもの

第 3 号 指定自動車教習所

第 4 号 一般貸切旅客自動車運送事業者が、その本来の事業の用に供する施設

(出所：市民税課作成資料から監査人が加工)

(2) 監査の結果

ア 事業所税の減免申請事業所の現地調査結果の活用【意見】

平成27年度重点取組項目である「事業所税現地調査の調査方法の検討及び試行実施」の中で、事業所税の減免を申請している事業所の現地調査を行っている。

現地調査の結果である、「現地確認調査票」を閲覧したところ、下記のコメントが発見された。

【図表3-7-9】現地確認調査票のコメント

事業所	結果
A	非課税の食堂も確認（実測）。申告面積よりも現状は大きいため次回申告から修正するとのこと。
B	新社屋建設中。28年9月完成予定。申告面積に異動有の予定
C	事務所部分28年度より課税する。
D	店舗数が多い場合のマニュアル

(出所：現地確認調査票)

担当者に同コメントの取扱いを確認したところ、特に定められていないとのことであった。しかし、同コメントは、次年度以降の課税事務に役立つ情報であり、情報を共有するため、税務システムの各事業所の画面のメッセージ欄に同コメントを入力し、次年度以降の課税事務に活用することが望まれる。

イ みなし共同事業の該当の有無の調査の必要性【意見】

みなし共同事業を行う法人又は個人が単独で合計床面積が1,000㎡（免税点）以下であったとしても、特殊関係者となる2以上の法人又は個人が同一の家屋において事業を行い、事業所税の負担を減少させる結果となるときは、それぞれの合計床面積を合計して、免税点を越える場合は、課税されることとなる。

担当者に確認したところ、みなし共同事業については、問合せがあった際に判断しているが、申告が必要になる可能性のある法人又は個人に対する調査は全く行っていないとのことであった。

課税の公平性の観点から、みなし共同事業に該当する法人又は個人に対する調査を実施すべきである。

8 国民健康保険税

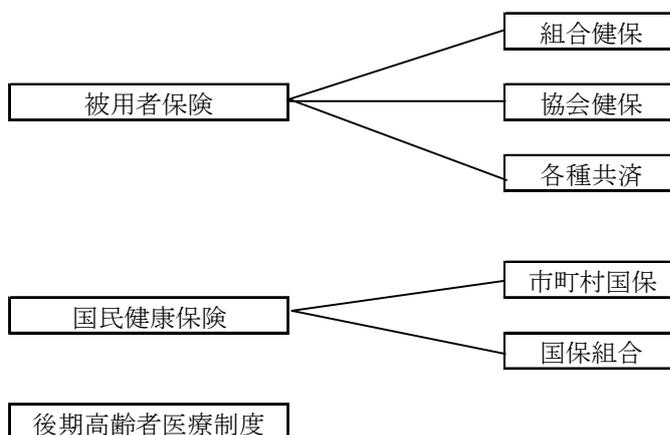
(1) 概要

ア 国民健康保険制度とは

日本の医療保険制度は、全ての人が何らかの医療保険に加入することとなっている「国民皆保険制度」が採用されている。医療保険制度は、被用者保険と国民健康保険、後期高齢者医療制度に区分することができる。被用者保険とは、企業等の使用者が加入する保険制度であり、被用者保険の適用者以外の国民は原則として国民健康保険の被保険者となり、75歳以上の全ての人は後期高齢者医療制度に加入することになる。

日本における医療保険制度の区分は図表3-8-1のとおりである。

【図表3-8-1】日本の医療保険制度区分



今回監査の対象とした、国民健康保険税が関係する国民健康保険制度の概要は次のとおりである。

(ア) 保険者

市町村又は特別区（以下「市町村」という。）が運営する市町村国保や、医師や看護師などの特定の職種ごとに設立される国民健康保険組合によって構成されている（国民健康保険法第3条）。

(イ) 被保険者

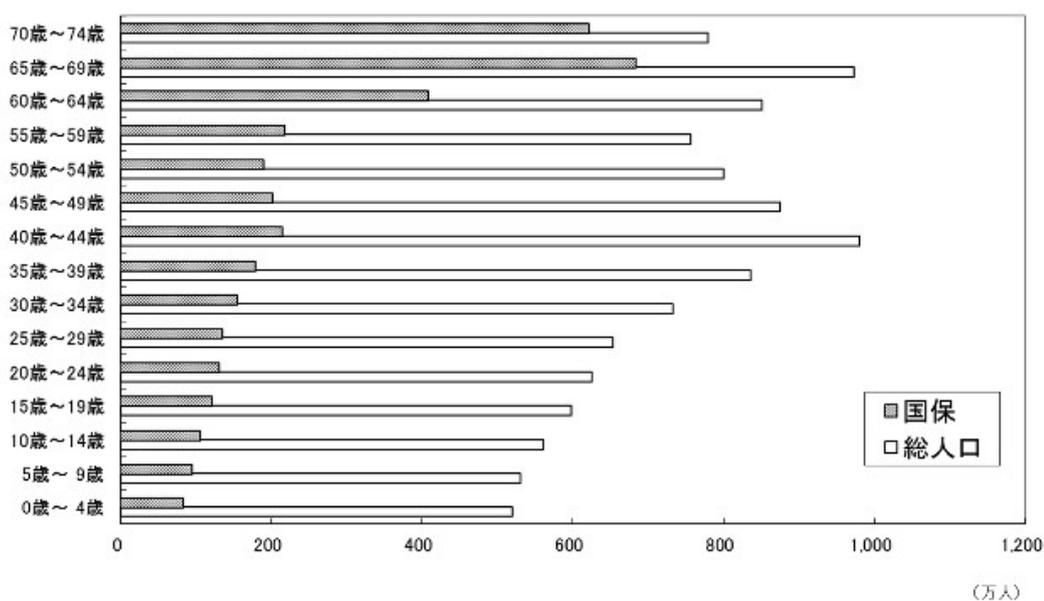
市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となる（国民健康保険法第5条）。ただし、国民健康保険法第6条では、例外的に被

保険者としていない者がある。例として以下の a～f に該当する者があげられる。

- a 被用者保険者及びその扶養者
- b 後期高齢者医療保険制度の被保険者
- c 生活保護を受けている者
- d 日雇特例被保険者手帳交付者の適用者及びその扶養者
- e 国民健康保険組合の被保険者
- f その他特別な理由がある者で厚生労働省令で定める者

日本における総人口と国民健康保険被保険者人口の年代別の人数は、図表 3－8－2 のとおりである。

【図表 3－8－2】 総人口と国民健康保険被保険者人口



(出所：厚生労働省HP 平成27年度国民健康保険実態調査)

図表 3－8－2 によると、国民健康保険の被保険者で最も多いのは65歳～69歳であり、次いで70歳～74歳となっている。これは定年が65歳まで引き上げられつつあることから、65歳未満は、被用者保険に加入している場合が多いと考えられる。また高齢化により、高齢者の総人口そのものが増加していることも要因である。

イ 国民健康保険税の賦課

国民健康保険税の納税義務者は世帯主となる（豊田市国民健康保険条例（以下「市

国保条例」という。)第9条)。したがって、世帯主が国民健康保険の加入者ではない場合でも、同一世帯内に国民健康保険に加入している者がいる場合には、世帯主に納税義務が生じる。

(ア) 賦課方法

国民健康保険税の賦課方法は、①所得割(加入者の前年中の所得に応じて算出)、②資産割(保有する固定資産に応じて算出)、③均等割(加入者の人数に応じて算出)、④平等割(全ての世帯が同額を負担するもの)の4つの項目を組み合わせ、一世帯当たりの保険税額が決定される。項目の組合せは自治体ごとに異なるものであり、豊田市においては、3方式(所得割・均等割・平等割)を採用している。

(イ) 計算方法

計算方法は、(ア)賦課方法で述べたとおり、市町村によって方式が異なり、各市町村の条例によって決定される。

豊田市における税額の計算は、以下のとおりである(市国保税条例第2条)。

税額＝ 基礎課税額(医療費分)＋後期高齢者支援金等課税額(後期支援分)＋介護納付金課税額(介護分)
--

それぞれの標準課税額、税率等は図表3-8-3のとおりである。

【図表 3-8-3】 税率等（平成 27 年度）

区分	内容	課税 標準額等	税率等		
			医療分	後期 支援分	介護分
所得割	加入者の前年中の所得に応じて算出	総所得金額+山林所得金額+他の所得と区分して計算される所得の金額-33万円	4.55%	1.80%	1.55%
均等割	加入者の人数に応じて算出	加入者 1 人当たり 26,400 円（医療分） 加入者 1 人当たり 6,800 円（後期支援分） 加入者 1 人当たり 9,400 円（介護分）	26,400 円 ×加入者数	6,800 円× 加入者数	9,400 円× 加入者数
平等割	全ての世帯が同額を負担	1 世帯当たり 22,200 円（医療分） 1 世帯当たり 6,500 円（後期支援分） 1 世帯当たり 5,800 円（介護分）	22,200 円	6,500 円	5,800 円

（出所：市税ガイド）

なお、国民健康保険税は月割計算となっており、加入した場合は加入した月から、脱退した場合は脱退した月の前月まで、それぞれの期間に応じて税額を按分計算することになる（市国保税条例第 15 条）。

（ウ）納付方法

国民健康保険税の納付方法及び期限は、図表 3-8-4 のとおりである。

【図表 3-8-4】 国民健康保険税の納付方法等

納付方法	期限・要件
普通徴収	6 月から翌年 3 月まで 10 回に分けて、納付書（納税通知書に同封）又は口座振替によって納める方法
特別徴収	年金から納める方法であり、以下の全ての条件を満たす場合に対象となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主が国民健康保険加入者 ・世帯内の国民健康保険加入者が全員 65 歳以上 ・世帯主の年金受給額（遺族年金、障害年金等を含む。）が年間 18 万円以上 ・介護保険料が特別徴収である ・介護保険料と国民健康保険税の合計金額が、年金受給額の 2 分の 1 を超えない ・国民健康保険税の納付方法が口座振替でない

（出所：市税ガイド）

ウ 軽減・減免

(ア) 国民健康保険税の軽減制度

国民健康保険税では、低所得被保険者の税負担の軽減を図るため、法令（地方税法施行令第56条の89）に基づき、所得が一定の基準以下の世帯に対して保険税を減額している（市国保税条例第25条）。この軽減制度は、世帯主及び加入者の前年の所得額により、被保険者均等割と世帯別平等割を軽減するものであり、それぞれの区分と該当者は図表3-8-5のとおりである。

【図表3-8-5】 軽減制度①

区分	該当者	減額内容
7割軽減 (市国保税条例第25条1号)	軽減の基準となる所得金額（総所得金額及び山林所得金額の合算）が、33万円以下の場合	該当年度分の被保険者均等割額及び世帯別平等割額のそれぞれの10分7を減額する。
5割軽減 (市国保税条例第25条2号)	軽減の基準となる所得金額が、33万円＋（26万5千円×加入者等の人数）	該当年度分の被保険者均等割額及び世帯別平等割額のそれぞれの10分5を減額する。
2割軽減 (市国保税条例第25条3号)	軽減の基準となる所得金額が、33万円＋（48万円×加入者等の人数）	該当年度分の被保険者均等割額及び世帯別平等割額のそれぞれの10分2を減額する。

(出所：市国保税条例第25条から監査人が加工)

また、上記とは別に、倒産や解雇など非自発的に失業された人（特例対象被保険者）に対する軽減制度もある。これは自らの意思に反して失業者となった者を救済する制度であり、対象者や軽減内容は図表3-8-6のとおりである。

【図表3-8-6】 軽減制度②

対象者	軽減内容
以下の要件を全て満たした者 ・国民健康保険に加入しており、離職日時点で65歳未満の人 ・雇用保険受給資格者証を保有している人 ・離職理由が更新を希望したにもかかわらず更新できなかったなど、やむを得ない理由である人	前年の給与所得を7割減とみなして、計算する。

(出所：市国保税条例第25条の2、地方税法第703条5の2から監査人が加工)

(イ) 国民健康保険税の減免制度

一定の要件を満たした場合に、図表 3-8-7 のとおり国民健康保険税の減免を行っている。

【図表 3-8-7】 減免制度

区分	該当者
災害等 (市国保税条例 第 26 条第 1 項 第 1 号)	世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと
長期入院 (市国保税条例 第 26 条第 1 項 第 2 号)	世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと
事業休廃止 (市国保税条例 第 26 条第 1 項 第 3 号)	世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと
農作物不作 (市国保税条例 第 26 条第 1 項 第 4 号)	世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する事由により著しく減少したこと
その他 (市国保税条例 第 26 条第 1 項 第 5 号)	上記以外のほか特別な事由があること

(出所：市国保税条例第 26 条から監査人が加工)

なお、市国保税条例第 26 条第 1 項第 5 号に掲げる特別な事由として、豊田市国民健康保険税減免規則（以下「市国保税減免規則」という。）別表において具体的に規定されている。

【図表 3-8-8】 第 5 号に関する減免対象者

区分	該当者
市国保税減免規則別表第 5 号の部第 1 の項	国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号) 第 59 号各号の規定のいずれかに該当するもの
市国保税減免規則別表第 5 号の部第 2 の項	生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 11 条第 1 項第 1 号の生活扶助を受けている者
市国保税減免規則別表第 5 号の部第 3 の項	その世帯に地方税法 (昭和 52 年法律第 226 号) 第 1 項第 9 号に規定する障害者である被保険者を有する者で、前年中の世帯の合計所得金額が 500 万円以下であるもの
市国保税減免規則別表第 5 号の部第 4 の項	その世帯に地方税法第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦若しくは同項第 12 号に規定する寡夫である被保険者を有する者又は豊田市医療費助成条例 (平成 4 年条例第 25 号) 第 4 条に規定する母子・父子家庭医療費の助成の受給資格者である被保険者を有する者で、前年中の世帯の合計所得金額が 500 万円以下であるもの
市国保税減免規則別表第 5 号の部第 5 の項	被保険者の資格を取得した日において 65 歳以上である者で、同日の前日において被用者保険等被保険者 (当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号) の規定による被保険者となった者に限る。) の被扶養者であった者
市国保税減免規則別表第 5 号の部第 6 の項	その他市長が必要と認めた者

(出所：市国保税減免規則 別表)

エ 豊田市の状況

(ア) 被保険者数の推移

豊田市の国民健康保険の被保険者数の推移及び総人口に対する国保被保険者数の割合は図表 3-8-9 及び図表 3-8-10 のとおりである。

【図表 3-8-9】 国民健康保険被保険者数（3月末）の過去5年間の推移

（単位： 総人口・国保被保険者数：人、総世帯：世帯）

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
総人口	422,830	422,010	421,633	421,496	422,947
総世帯	166,970	167,886	169,198	170,562	173,621
国保被保険者数	96,187	95,413	94,624	93,262	90,362
対前年増加率 (国保被保険者数)	0.51%	△0.80%	△0.83%	△1.44%	△3.11%

（出所：国民健康保険事業概要から監査人が加工）

【図表 3-8-10】 総人口に対する国民健康保険被保険者率の推移



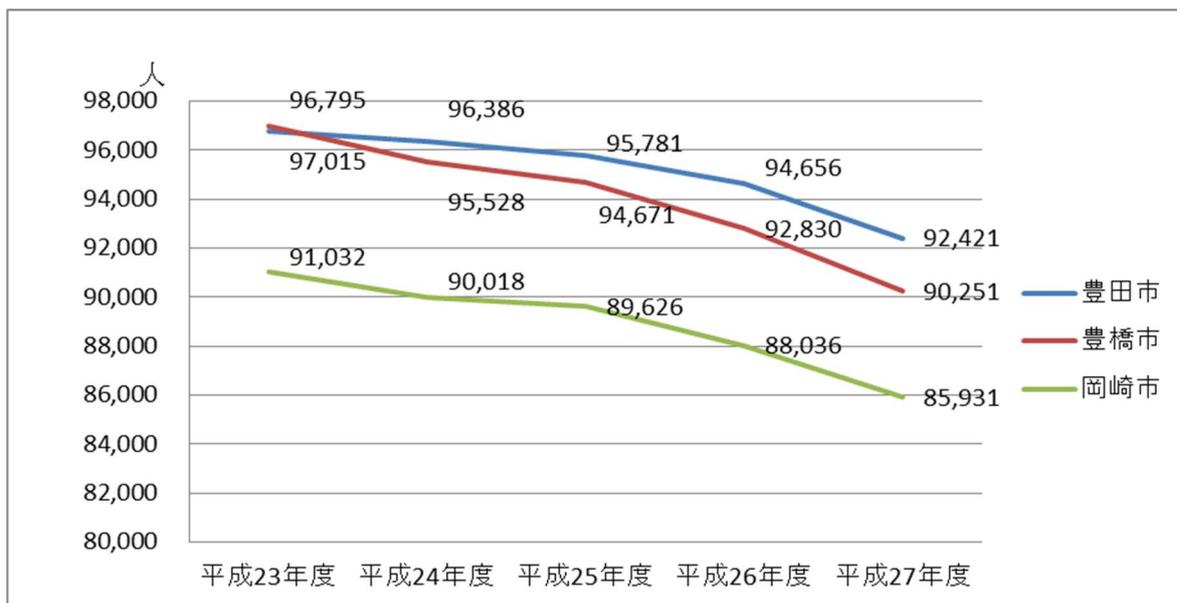
（出所：国民健康保険事業概要から監査人が加工）

豊田市の総人口及び国保被保険者数は、ここ5年減少傾向にある。少子化の影響などもあり、総人口が減少していることに加え、高齢化が進んでおり75歳以上の高齢者は国民健康保険から離脱し、後期高齢者医療制度の対象となっている。このことから、総人口の増減割合以上に、国保被保険者数の減少割合が大きくなっており、図表3-8-10のとおり、総人口に対する国保被保険者の割合は、ここ5年間で減少傾向にある。

(イ) 被保険者数の近隣他市比較

豊田市の各年度の9月末における被保険者数について、近隣他市との比較を実施した結果、図表3-8-11のとおりとなった。

【図表 3-8-11】 国民健康被保険者数の推移（近隣他市比較）



（出所：厚生労働省HP 国民健康保険実態調査）

被保険者数の推移は、豊田市だけではなく、近隣都市も減少傾向であることが分かる。

（ウ）国民健康保険税の調定額の推移

豊田市における過去5年間の国民健康保険税の推移は図表3-8-12のとおりである。

【図表 3-8-12】 国民健康保険税の調定額（現年度分）（単位：千円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
所得割	5,692,443	5,651,435	5,943,319	6,801,129	6,394,963
均等割	4,203,265	4,181,064	4,306,124	3,688,192	3,809,425
平等割	2,025,314	2,106,726	1,896,083	1,896,083	1,901,068
算定額	11,921,022	11,939,225	12,145,526	12,385,404	12,105,456
各種軽減額	2,779,300	2,899,719	2,798,592	3,139,181	3,077,374
調定額	9,141,722	9,039,506	9,346,934	9,246,223	9,028,082
収納額	8,396,275	8,378,111	8,703,114	8,671,986	8,516,769
不納欠損額	172	74	9	25	5
収納率	91.9%	92.9%	93.2%	93.9%	94.4%

（出所：国民健康保険事業概要から監査人が加工）

先に述べた被保険者数の減少に伴い、調定額も同様に減少している。ただし、収納率は徐々に増加しており、94.36%の高い水準となっている。

(エ) 軽減制度の利用状況

豊田市における過去5年間の軽減件数・額の推移は図表3-8-13のとおりである。

【図表3-8-13】軽減制度の利用者数（医療分）（単位：世帯、千円）

年度		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
7割 軽減	世帯数	9,240	9,653	9,240	9,331	9,476
	軽減額	401,434	418,207	409,150	408,439	396,216
5割 軽減	世帯数	1,718	1,669	1,585	3,916	4,501
	軽減額	77,151	74,723	74,430	154,553	168,120
2割 軽減	世帯数	4,446	4,671	4,603	4,765	5,142
	軽減額	65,475	67,967	69,047	76,305	77,519

（出所：国民健康保険事業概要から監査人が加工）

なお、平成26年度に、国が国民健康保険の制度改正を行ったことにより5割軽減及び2割軽減の基準額の引上げや対象世帯人数の拡大（従来5割軽減は2人以上世帯が対象であったが、改正により単身世帯も対象となった）に伴い、平成26年度以降は5割軽減及び2割軽減の世帯数及び軽減額が増加している。

(オ) 減免制度の利用状況

豊田市における過去5年間の減免件数・額の推移は図表3-8-14のとおりである。

【図表 3-8-1 4】過去 5 年間の減免件数・額の推移

(単位：件、千円)

市国保税条例第 26条第1項	年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
第1号 (災害等)	件数	4	2	-	1	1
	金額	175	319	-	31	15
第2号 (長期入院)	件数	5	7	12	-	5
	金額	469	665	1,685	-	885
第3号 (事業休廃止)	件数	30	12	18	5	2
	金額	2,313	1,015	1,577	259	129
第4号 (農作物不作)	件数	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-
第5号1 (収監等)	件数	-	-	-	-	-
	金額	--	-	-	-	-
第5号2 (生活扶助)	件数	3	4	4	9	5
	金額	100	79	118	167	102
第5号3 (障害者)	件数	254	313	359	334	308
	金額	5,438	6,625	8,469	7,663	6,525
第5号4 (寡婦・寡夫)	件数	293	285	221	309	255
	金額	4,791	5,250	4,468	4,970	4,597
第5号5 (旧被扶養者)	件数	112	143	124	140	164
	金額	3,085	3,729	3,579	3,653	5,548
第5号6 (その他)	件数	141	153	230	97	59
	金額	5,799	3,395	5,808	3,611	1,724
合計	件数	842	919	968	895	799
	金額	22,173	21,080	25,707	20,358	19,527

(出所：国保年金課作成資料)

図表 3-8-1 4によると、最も件数が多いのは、第5号3（障害者）であり、全体の38.5%を占めている。また、平成26年度から第5号6（その他）の件数が減少傾向にある。これは、従来母子受給者証を有する者の減免が、平成25年度までは第5号6（その他）であったが、条例を改正したことにより、平成26年度から、第5号4（寡婦・寡夫）に含まれるようになったためである。なお、第5号6（その他）についても過去5年間、全体の7.4%～23.8%程度を占めている。その他に該当する内容の多くは、過去6か月の経済状態が、生活保護受給に値する程度に困窮している場合による減免である。

(3) 監査の結果

ア 減免率の算定方法【意見】

減免制度のうち、第2号（死亡・長期入院）、第3号（解雇・事業休廃止）、第4号（農作物不作）の場合において、減額割合を直近まで収入などから算出した見込収入と所得を比較した算定式によって減免率を決定するに際して使用する割合を算出している。

所得は収入から必要経費を差し引いたものであり基本的に収入より少額となるため、この算定式によると減免割合が大きくなる可能性が高い。本来の担税能力を算定するためには、所得と収入の比較ではなく、前年度所得と本年度見込所得を比較する算定式にすることが望まれる。

イ 見込みと確定後の収入の比較【意見】

収入について、見込収入を用いて計算しているが、実際の収入が確定した後、見込収入との乖離^{かい}をモニタリングし、乖離^{かい}が大きいものについては減免割合の見直しを実施しているとのことである。ただし、乖離^{かい}が大きいかどうかについて明確な基準は規則や処理手順等で定められておらず、実際見込収入を確定した収入に置き換えた場合との減免割合の比較などは実施していない。現状としては大幅な乖離については担当者が判断の上、個々の状況に応じて組織的に検討しているが、公平性を保つために、一定の乖離割合基準を設けた上で検討することが望まれる。なお、その際、上記アで意見として述べたように、減免率の算定方法の基礎として所得での比較を行うことが望まれる。

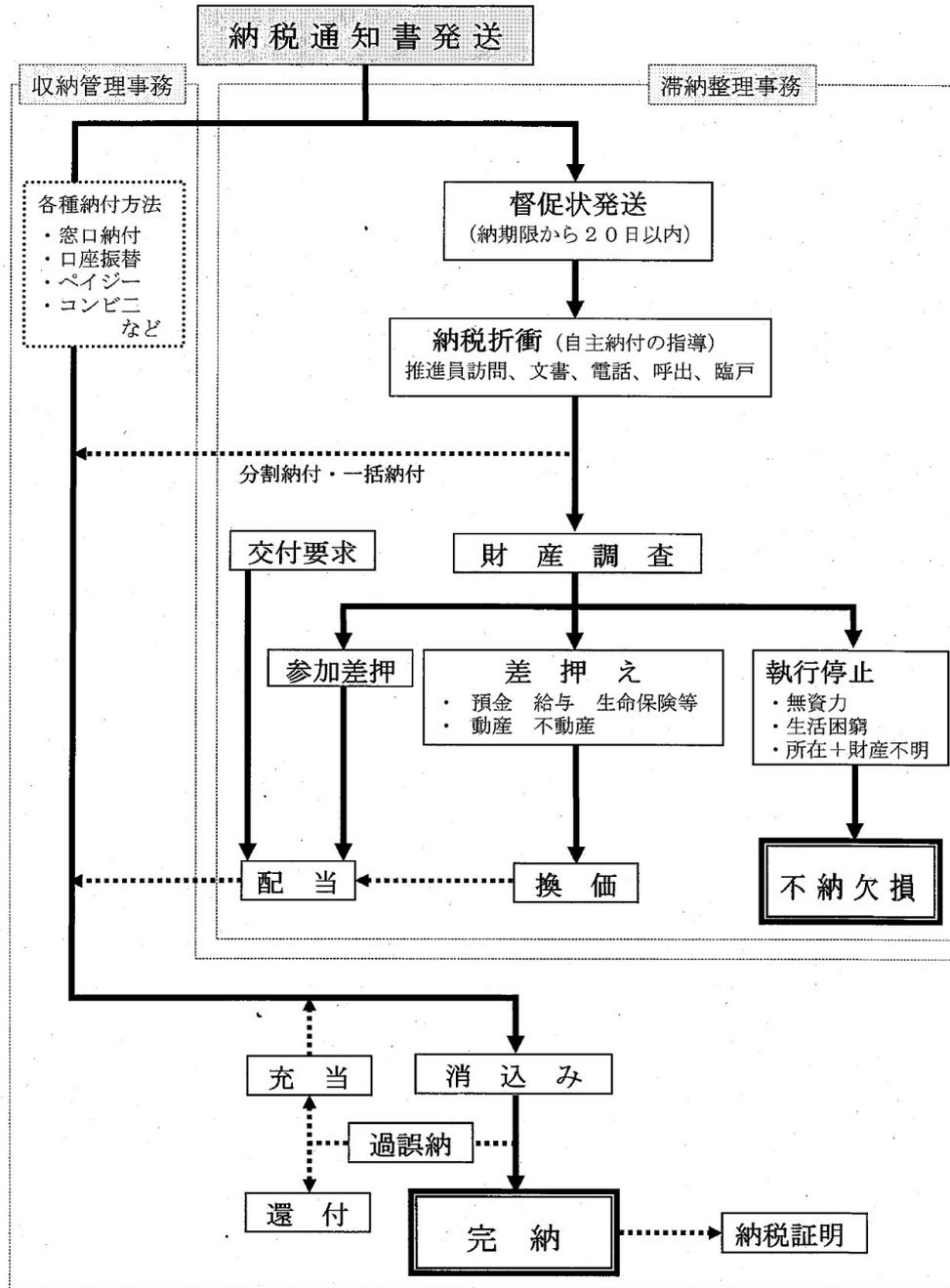
9 収納管理事務と滞納整理事務

(1) 概要

ア 事務の流れ

収納事務は、収納管理事務と滞納整理事務に大別される。収納管理事務及び滞納整理事務のフローは、図表3-9-1のとおりである。

【図表3-9-1】 収納管理事務と滞納整理事務のフロー



(出所：納税課作成資料)

イ 収納管理事務の概要

市税の収納管理は、納付された税金に誤納（誤って納めること）や過納（結果として納め過ぎになること）がないかを確認し、誤納や過納が起きた場合、他に納期が到来している未納の税金があればそちらに充当するか還付を行う事務である。

市では、納付金額の消し込みは収納口座情報システム上で行われており、消し込みの際して異常があればエラーリストに反映される。納税課ではエラーリストを確認し、金額誤り等については適時に対応を行っている。

還付の実績は、図表 3-9-2 のとおりである。

【図表 3-9-2】 還付実績の推移

(単位：千円)

納付方法	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
県市民税	149,786	191,875	209,202	152,102	176,659
法人市民税	153,868	115,171	116,855	2,284,855	323,126
固定資産税・都市計画 税	30,501	25,522	20,991	22,760	18,451
軽自動車税	1,372	1,128	1,398	1,186	931
その他税金	253,044	249,810	345,598	265,842	10,395
合計	588,571	583,506	694,044	2,726,745	529,562

(出所：納税課提出資料)

(注) 法人市民税の還付金が比較的多く計上されているのは、法人税の中間納付と確定額とで差異があった（過納があった）ためであり、事務手続の瑕疵などの異常な理由によるものではない。

ウ 滞納整理事務の概要

各税目の期別ごとに定められた納期限を経過しても納付が確認できなかった場合、未納者に対して督促が行われる。そして、督促状を発送しても納付が行われない場合は催告(納税折衝)が行われる。滞納整理の基本は調査、差押え、換価、配当という流れであり、その流れの中で、納税の猶予等の納税緩和措置等の納税事務の拡張手続などを活用し、確実な徴収を図る。

原則として、納税者の自主納付による完納を推進するとともに、今後滞納を発生させないように納税者を指導することが重要である一方、納付の見込めない納税者を見極め、債権を整理していくことも重要な使命である。

【図表 3-9-3】 滞納整理事務における主な実施事項

主な実施事項	詳細
督促状の発送	各税目の期別ごとに定められた納期限までに完納しない場合に、納期限から20日（市税条例で40日）以内に納税の請求を書面にて行うことをいう。
納税折衝	督促状の発送を行っても納付されない場合に納税者に早期の納付を促すことをいう。文書による催告のほか、電話・訪問などによる直接催告等の手法がある。
財産調査	滞納処分の実行のために滞納者の財産（不動産、預貯金、生命保険、給与等）の有無や、所有する財産の換価価値を調査することをいう。
差し押え	租税債権の確保を図るため、滞納者の特定の財産について処分を制限し、換価できる状態におくことを目的とする強制処分のことをいう。
換価	差し押えた財産を、公売等により金銭に換える処分のことをいう。
交付要求	滞納者の財産について強制換価手続が開始された場合、その手続に参加して、先行の強制換価手続の換価代金から配当を受ける制度のことをいう。
執行停止	納税者が所在不明、無資力など一定の事由があるときに、滞納処分の執行を停止することをいう。その状態が3年間継続したときは納税義務が消滅する。
不納欠損	時効等により納税義務が消滅した時、その金額を調定額から差し引く処理のことをいう。

（出所：地方税法及び納税課提出資料を監査人が加工）

納税課では、平成25年度からは、これまでの地区別の担当制から滞納整理の実施体制を滞納年数によるグループ制とし、平成27年度からは滞納年数別滞納整理方法を明確化することにより、滞納整理事務の強化を図っている。

【図表 3-9-4】 平成27年度における納税課の体制

納税課	担当職員	主な担当職務
管理担当	担当長1名 担当員5名	市税等の収納管理業務
早期滞納担当	担当長1名 担当員5名	滞納管理業務（滞納2年以下） 納税推進員の管理等
滞納繰越第1担当	担当長1名 担当員4名	滞納整理業務（滞納3年以上） 給与差押、分納管理等

滞納繰越第2担当	担当長1名 担当員5名	滞納整理業務（滞納3年以上） 預金等債権の差押、時効管理等
特別整理担当	担当長1名 担当員3名	滞納整理業務（高額困難案件150万円以上） 公売等

（出所：平成27年度市税概要及び納税課へのヒアリングを基に監査人作成）

エ 収納額と収納率の推移及び収納方法

過去5年の収納額と収納率の推移は図表3-9-5のとおりとなっている。

【図表3-9-5】収納額と収納率の推移

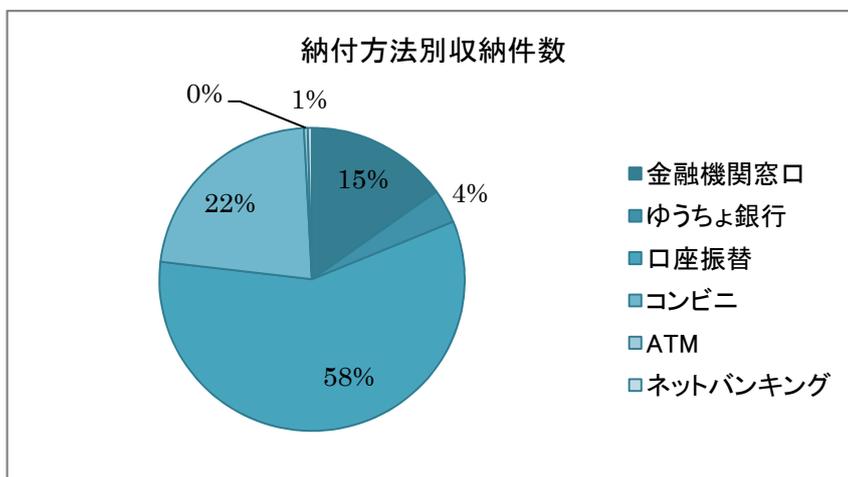
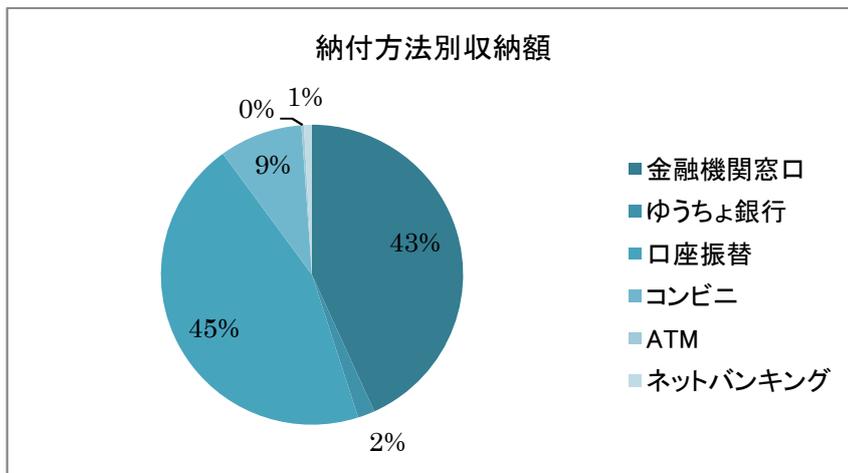
（単位：千円、％）

納付方法		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		金額	収納率	金額	収納率	金額	収納率	金額	収納率	金額	収納率
個人市民税	調定額	30,214,914	92.6	31,033,014	93.7	31,240,984	94.8	31,550,654	95.7	32,178,328	96.6
	収入額	27,973,432		29,075,222		29,614,485		30,182,773		31,079,817	
現年度	調定額	27,967,976	98.3	28,996,463	98.6	29,542,545	98.7	30,141,514	98.9	30,985,801	99.1
	収入額	27,489,794		28,583,230		29,152,822		29,804,226		30,712,449	
滞納繰越	調定額	2,246,938	21.5	2,036,551	24.2	1,698,439	27.2	1,409,140	26.9	1,192,527	30.8
	収入額	483,638		491,992		461,663		378,547		367,368	
法人市民税	調定額	5,172,584	98.8	6,067,665	99.1	6,016,306	99.3	37,085,996	99.9	35,416,688	99.9
	収入額	5,108,313		6,010,423		5,971,737		37,046,441		35,379,658	
現年度	調定額	5,112,024	99.7	6,006,678	99.8	5,965,914	99.8	37,047,289	100.0	35,382,692	100.0
	収入額	5,096,768		5,993,298		5,954,367		37,036,634		35,369,635	
滞納繰越	調定額	60,560	19.1	60,987	28.1	50,392	34.5	38,707	25.3	33,996	29.5
	収入額	11,545		17,125		17,370		9,807		10,023	
固定資産税	調定額	39,669,863	97.4	37,605,320	97.7	37,517,849	98.0	38,270,478	98.4	38,239,540	98.7
	収入額	38,647,584		36,722,379		36,767,934		37,649,173		37,761,530	
現年度	調定額	38,610,858	99.2	36,644,653	99.3	36,692,853	99.5	37,569,465	99.5	37,674,149	99.6
	収入額	38,306,237		36,405,719		36,494,443		37,393,963		37,525,259	
滞納繰越	調定額	1,059,005	32.2	960,667	33.0	824,996	33.2	701,013	36.4	565,391	41.8
	収入額	341,347		316,660		273,491		255,210		236,271	
軽自動車税	調定額	671,903	93.5	679,793	94.5	688,856	95.1	705,409	95.6	718,111	96.2
	収入額	627,993		642,201		654,819		674,551		690,540	
現年度	調定額	630,730	98.1	642,420	98.4	655,838	98.6	675,998	98.7	691,354	98.9
	収入額	618,909		632,411		646,658		667,392		684,051	
滞納繰越	調定額	41,173	22.1	37,373	26.2	33,018	24.7	29,411	24.3	26,757	24.3
	収入額	9,084		9,790		8,161		7,159		6,489	
その他市税	調定額	13,654,566	98.9	13,375,916	99.0	13,978,714	99.1	14,045,448	99.3	14,118,378	99.5
	収入額	13,502,202		13,243,231		13,859,647		13,947,728		14,043,861	
現年度	調定額	13,482,379	99.7	13,220,372	99.8	13,844,063	99.8	13,928,607	99.8	14,023,930	99.9
	収入額	13,441,888		13,189,733		13,819,370		13,904,174		14,006,465	
滞納繰越	調定額	172,187	35.0	155,544	34.4	134,651	29.9	116,841	37.3	94,448	39.6
	収入額	60,314		53,498		40,277		43,554		37,396	
市税合計	調定額	89,383,830	96.1	88,761,708	96.5	89,442,709	97.1	121,657,985	98.2	120,671,045	98.6
	収入額	85,859,524		85,693,456		86,868,622		119,500,666		118,955,406	
現年度	調定額	85,803,967	99.0	85,510,586	99.2	86,701,213	99.3	119,362,873	99.5	118,757,926	99.6
	収入額	84,953,596		84,804,391		86,067,660		118,806,389		118,297,859	
滞納繰越	調定額	3,579,863	25.3	3,251,122	27.3	2,741,496	29.2	2,295,112	30.3	1,913,119	34.4
	収入額	905,928		889,065		800,962		694,277		657,547	
国民健康保険税	調定額	12,287,180	72.9	12,000,024	74.8	12,043,210	77.7	11,610,404	79.9	11,107,043	81.7
	収入額	8,961,181		8,976,763		9,361,537		9,274,132		9,075,267	
現年度	調定額	9,141,723	91.9	9,039,506	92.7	9,346,934	93.2	9,246,223	93.9	9,028,082	94.4
	収入額	8,401,052		8,383,707		8,709,045		8,679,160		8,522,867	
滞納繰越	調定額	3,145,457	17.8	2,960,518	20.0	2,696,276	24.2	2,364,181	25.2	2,078,961	26.6
	収入額	560,129		593,056		652,492		594,972		552,400	

（出所：市税概要）

収納率は順調に上昇しており、平成27年度において市税全体で98.6%の徴収率となっている。また、図表2-1-7「平成27年度の豊田市の収納率の他の中核都市との比較」に記載されているとおり、豊田市の収納率は全国の中核市でも最上位に位置している。

【図表 3 - 9 - 6】 納付方法別収納状況



(出所：市税概要を監査人が加工)

収納額、収納件数ともに口座振替が最も多くなっている。コンビニ支払は金額ベースでは9%であるが件数ベースでは22%を占めている。これは、コンビニでは30万円を超える支払はできないため、比較的少額な個人市県民税や軽自動車税などの支払に利用されているためと考えられる。

オ 収納率の維持向上のための市の取組

「平成25年度～27年度豊田市地域経営戦略プラン」において、未収債権削減に向けた取組として、「個人住民税特別徴収の推進」「市税収納率の維持」を掲げ、平成27年度に下記のとおり目標を上回る実績を納めている。

市税収納率の維持(納税課)

取組概要

- ・豊田市市税滞納削減行動計画に基づき取組項目を着実に推進

平成27年度実績

- ・市税滞納削減行動計画に沿って、正確かつ公平な課税と口座振替推進など積極的に取り組んだ結果、取組目標を上回る成果となった。

平成27年度実績(現年度分)：市税99.61% (取組目標99.0%)

国民健康保険税94.40% (取組目標91.9%)

- ・平成25年度から滞納整理の実施体制をグループ制に変更し、2年間でこの体制を定着させた。平成27年度は滞納年数別滞納整理方法を明確化し、さらに業務の効率化と滞納整理の強化を図った。
- ・平成27年度末未収債権額：33.5億円(平成26年度末40.0億円)
- ・平成27年度末滞納者数：22,323人(平成26年度末25,202人、平成25年度末27,450人)

個人住民税特別徴収の推進(市民税課)

取組概要

豊田市市税滞納削減行動計画に基づき取組項目を着実に推進

平成27年度実績

平成27年度当初までの特別徴収義務者指定通知の件数は16,252事業所(平成26年度：14,552事業所)で、2か年の継続した取組により割合は87.72%となり、目標値を上回ることができた。

(出所：平成25年度～27年度豊田市地域経営戦略プラン 取組実績報告書)

豊田市市税滞納削減行動計画とは、「豊田市債権管理条例」が平成21年10月に施行されたことを踏まえ、市の未収債権の大部分を占める市税の滞納削減に向けて、その取組方針及び重点的施策を示し、これに基づき積極的に施策を推進するものである。平成27年度から平成29年度までにおいては下記の重点取組施策を策定している。

【図表 3-9-7】豊田市市税滞納削減行動計画 重点取組施策

滞納を発生させないための取組	
1. 税負担の公平性の確保	
ア 不申告調査、扶養調査等の徹底	市民税課
イ 償却資産、軽自動車廃車等の未申告者への指導	資産税課
ウ 新築、増築家屋の調査の推進	資産税課
2. 納税者の収入状況等の的確な把握	
ア 納税者からの税務相談に対する適切な措置（市民税申告、減免申請等）	課税課
3. 特別徴収の推進	
ア 特別徴収に移行した事務所に対する定着化、近隣市町村・県との連携	市民税課
4. 口座振替制度の推進	
ア 窓口、調査先等における口座振替の勧奨	課税課 納税課
5. 市民の納税意識向上	
ア 国保税の仕組み、税率改正等のPR推進	国保年金課
イ 当初納税通知書へのチラシの同封による納税意識の向上	国保年金課
ウ 滞納初期の未納者への納付啓発	納税課
6. 愛知県県税事務所との連携強化	
ア 旧3級品たばこ税の手持品課税の実施	市民税課
7. 納税環境の整備	
ア 年金特別徴収期割額の平準化と普通徴収の10期化の適切な実施	国保年金課
イ 国保税の予納の仕組みおよび要綱に基づく適切な対応	国保年金課
ウ ペイジー及びクレジットカードによる納税の導入を検討	課税課 納税課
エ 条例改正後の猶予制度の周知と運用	納税課

滞納を削減させるための取組	
1. 効率的な徴収事務の確立	
ア 業務分担制による効果的な滞納整理の推進	納税課
2. 早期対応による未納の拡大防止	
ア 納税推進員による早期滞納者への催告	納税課
イ 早期滞納者への滞納整理の推進	納税課
3. 国民健康保険税の滞納削減対策	
ア 国保10期化による現年度収納率低下の防止	納税課
イ 短期証を活用した相談機会の拡大	国保年金課 納税課
ウ 国保税未納世帯に対する支給申請時の充当	国保年金課

効率的、効果的な税収確保体制の構築	
1. 納税推進員の活用	
ア 課税客体の正確な把握のための状況調査	納税課
イ 国保二重加入者の解消	国保年金課
ウ 納税推進員による現地調査の実施	国保年金課
エ 納税推進員による催告	納税課
オ 公示送達前調査手順の見直しによる事務の効率化及び情報の共有化	課税課 納税課
2. 税収確保のための人材育成	
ア 徴収職員のスキルアップ	納税課
イ 統一的な滞納整理実施への体制の確立	納税課
ウ 時間外勤務の削減と事務ミス防止対策の実施	納税課
3. 税と税外債権の一体徴収による歳入確保	
ア 市税と重複する「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」の一体的な徴収を実施	納税課
イ 市の債権を一元的に管理するための電算システム構築	納税課

(出所：豊田市市税滞納削減行動計画H27.4～H29.3)

(2) 監査の結果

ア 徴収の猶予【意見】

地方税法上、市税等を一時に納付できない場合、一定の要件に該当する場合は徴収が猶予される制度が設けられている。

地方税法

(徴収猶予の要件等)

第15条 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

- 1 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。
- 2 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
- 3 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
- 4 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- 5 前各号のいずれかに該当する事実に類する事実があつたとき。

平成27年度において徴収猶予が適用された事例はない。一方で、実務においては滞納者の誓約等に基づき分割納付を認める「事実上の猶予」が従来から行われており、平成27年度末において事実上の猶予が行われている件数は4,433件となっている。

「事実上の猶予」と猶予制度に基づく徴収猶予（以下「制度に基づく徴収猶予」という。）を比較すると図表3-9-8のとおりとなっており、申請の煩雑さや申請期限が設けられていることなどが制度に基づく徴収猶予が利用されない主な原因であると考えられる。ただし、制度に基づく徴収猶予の場合、延滞金の全部又は一部が免除される。

必要な納税者に対して制度が利用されるよう税務財産部全体で取り組むことが望まれる。さらに、徴収猶予制度については、猶予を適用する必要性が高いと考えられる災害被害者等に対して納税相談以外の場面でも周知されるよう、税務財産部以外の部署への協力も呼び掛けることが望まれる。

また、一時的に支払能力が低下し、回復の見通しがある場合などにおいては、減免を適法に利用した上で、制度に基づく徴収猶予を適用することが適切と考えられる。この場合、猶予期間中の新たな差押えや換価の禁止、資力の回復があれば分納計画を前倒しできる点は納税者にとって大きなメリットである。減免の適用に関する各箇所

の意見内容を踏まえ、減免の適用要件について見直した上で、減免が適用できなかった納税者に対して、制度に基づく徴収猶予の利用を促進していくことも有効な手段である。

なお、平成28年度から猶予制度について法改正され、以前よりも利用しやすいものとなった。これを受け、市でも猶予制度について解説したチラシを税務財産部内の各課に設置し、納税相談の際に各課で案内をしており、平成28年度は10月現在で4件の徴収猶予が適用されている。

【図表3-9-8】徴収猶予の概要（平成27年度）

分類	適用要件	内容
制度に基づく徴収猶予	納税者等が一定の要件を満たす場合において、納税者の申請に基づき、徴収権者が、原則として1年以内の期間を限りその徴収を猶予することをいう（地方税法第15条第1項）。	<ul style="list-style-type: none"> ・猶予期間は1年以内（延長可。最大2年以内） ・新たな督促、滞納処分の禁止 ・原則、担保が必要（税額50万円以下の場合等は不要）（注）
事実上の猶予	やむを得ぬ事情により一括納付等が困難である納付者について、納付計画に則った弁済納付を条件として、徴収を猶予する。	<ul style="list-style-type: none"> ・延滞金がかかる（平成27年度においては9.1%（納期限後1か月以内：2.8%）） ・誓約後の滞納の場合は速やかに財産調査に移行

（注）税制改正により、平成28年度から担保の要件等が緩和されている。

イ 税と税外債権の一体徴収【意見】

地方税以外にも自治体はその活動の結果として公債権及び私債権を保有する。自治体の扱っている主な債権は図表3-9-9のとおりである。

【図表3-9-9】自治体が扱っている代表的な債権

債権の種類	公債権又は私債権	強制執行又は強制徴収	消滅時効の期間	時効援用の要否
地方税	公債権	強制徴収	5年	不要
国民健康保険税	公債権	強制徴収	5年	不要
介護保険料	公債権	強制徴収	2年	不要
後期高齢者医療保険料	公債権	強制徴収	2年	不要
下水道料金	公債権	強制徴収	5年	不要

保育園保育料	公債権	強制徴収	5年	不要
幼稚園保育料	公債権	強制執行	5年	不要
公立学校授業料	公債権	強制執行	5年	不要
水道料金	私債権	強制執行	2年	必要
公営住宅の家賃	私債権	強制執行	5年	必要

(出所：アカデミア vol. 1 1 2 「自治体債権の管理に係る基礎知識」を加工)

豊田市市税滞納削減行動計画においても、税と税外債権の一体徴収による歳入確保を施策の一つとし、従来から行われている国民健康保険税に加え、平成28年度から介護保険料、後期高齢者医療保険料の一体的な徴収を実施している。具体的には、平成28年度から介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納繰越分のうち約400件について納税課にて一体徴収を開始している。平成28年度上半期の徴収実績は図表3-9-10及び3-9-11のとおりとなっており、介護保険料、後期高齢者医療保険料のいずれも滞納債権の徴収額が大幅に増加している。徴収対象債権全体でも評価する必要があるが、時効中断や差押えも多数実施されており、納税課の専門的な徴収ノウハウを利用することによって効果的な債権の徴収が行われていると評価できる。

また、介護保険料や後期高齢者医療保険料の滞納者に関する情報を納税課が共有することは、滞納者に対する福祉的な観点からの配慮を図る上でも意義があるものと考えられる。

【図表3-9-10】介護保険料の徴収金額（滞納繰越分）（単位：千円）

徴収実績	平成27年度 年間	平成27年度 上半期	平成28年度 上半期
徴収金額	12,691	7,279	17,130
徴収率	18.1%	10.3%	24.1%

上記平成28年度上半期の徴収金額のうち一体徴収分は14,206千円となっている。

また、徴収以外の対応件数は以下のとおりとなっている。

対応実績	差押え	執行停止	交付要求	時効中断
平成28年度上半期	49	37	1	77
平成27年度上半期	5	1	2	5

(出所：納税課提出資料)

【図表 3-9-11】 後期高齢者医療保険料の徴収金額（滞納繰越分）（単位：千円）

	平成27年度 年間	平成27年度 上半期	平成28年度 上半期
徴収金額	11,677	6,393	13,857
徴収率	40.54%	22.10%	50.70%

上記平成28年度上半期の徴収金額のうち一体徴収分は11,838千円となっている。

また、徴収以外の対応件数は以下のとおりとなっている。

対応実績	差押え	執行停止	交付要求	時効中断
平成28年度上半期	19	7	1	38
平成27年度上半期	1	0	0	1

（出所：納税課提出資料）

納税課の負担に配慮しながらも、市全体の徴収事務を有効かつ効率的に行う観点から、今後も下水道料金や保育料等、一体徴収の範囲を拡大することについて検討していくことが望まれる。その際、情報共有について以下の課題があると考えられる。

ウ 債権者情報の共有における技術的な課題【意見】

現在、複数債権に重複して滞納する債務者に関する組織横断的な情報共有（名寄せ）は行われていない。そのため、徴収に当たる職員は債権の全体を把握することができず、税外債権（ここでは介護保険料・後期高齢者医療保険料）の滞納額をそれぞれ個別に検索しなければならない状況である。一体徴収の範囲を拡大し、市全体としてより効果的に徴収業務を実施する前提として、組織横断的な債権の情報共有がシステムのにも可能となるよう、検討することが望まれる。

一方で、システム上の対応に時間を要する場合は、徴収や滞納処分に関する報告書類等を庁内で統一的に作成するなど、効率的な情報の収集に努めることが望まれる。

エ 債権者情報の共有に際しての留意事項【意見】

税務において知り得る情報は、財産情報を始めとした個人情報も多く含んでいる。地方公務員法第34条では守秘義務について、地方税法第22条では秘密漏えいに関する罪について規定されているため、情報の共有については十分な配慮が必要である。この点、市は今回の介護保険料・後期高齢者医療保険料の一体徴収に際して、納税課担当者に各債権の徴収のための、徴収職員証を発行しており手続的な問題は認められなかった。今後も、更に一体徴収を推進する場合や、その過程において納税課以外の職員が滞納情報を利用する機会が生じる場合には、各債権の徴収職員証又は徴税吏員証の発行について留意し、情報の取扱いに配慮していくことが望まれる。

オ 収納オンラインシステムの整備【指摘】

市税の滞納者リストを閲覧したところ、「最終指導日」が未来の年月とされているものが散見された。この理由について納税課に確認したところ、留意が必要な事項について、オンラインシステムの指導記録明細で初めに表示される画面に表示するために、あえて事実と異なる日付を記載しているとの回答を得た。指導記録内を閲覧すれば実際の指導日が記載されているものの、時系列として一覧性に欠けている状態にある。また、サンプルにて抽出した滞納債権の状況確認記録について、平成28年3月頃に再確認する旨記載されていたが、監査実施時において対応が行われていない案件があった。当該債権について、状況に変化はなく、実質的な問題とはならなかったが、膨大な滞納者への対応を確実に実施するためにも、次回の対応予定についてオンラインシステムで日付フラグを設定するなどして、網羅的に遅滞のない対応を確実に行うことが必要である。

10 情報システム

(1) 概要

ア 豊田市の業務システム

包括外部監査の対象とした、豊田市の市税及び国民健康保険税に関連するシステムには、総務部情報システム課（以下「情報システム課」という。）で所管するシステムと、市民税課、資産税課、納税課及び国保年金課（以下「税4課」という。）で所管するシステムがある。このうち、情報システム課で所管するシステムは汎用機で稼働している。情報システム課は、汎用機における、開発・運用の主要な部分について、外部業者に運用を委託することなく職員で運用している。

イ 市税及び国民健康保険税に関連するシステム

市税及び国民健康保険税に関連するシステムは6つあり、それぞれのシステム名、適用業務、業務概要及び開発又は改修の時期は図表3-10-1のとおりである。なお、市民の名前、住所等の情報は、これらの6システムではなく住民記録情報システムにおいて保有し、管理している。

【図表3-10-1】システム概要

No.	システム名	適用業務	業務概要	開発・改修時期
1	国民健康保険情報システム	国民健康保険税賦課	資格の照会、異動 加入者の税計算、 保険証作成	昭和48.6 昭和59.1 平成3.6 平成24.3
		国民健康保険給付	調整交付金、照会、 異動処理	昭和48.6 平成3.6 平成24.3
2	市県民税システム	市県民税賦課	照会、異動	昭和47.4
			特別徴収、普通徴収の税計算、課税 状況調べ	昭和61.1 平成10.4
3	法人市民税システム	法人市民税賦課	照会、異動	平成2.1 平成20.8
4	固定資産税システム	固定資産物件管理	土地、家屋、償却 資産の物件照会、 異動、概要調書	昭和47.4 昭和57.7 平成5.1 平成25.9

No.	システム名	適用業務	業務概要	開発・改修時期
		固定資産税賦課	固定資産税、都市計画税計算	昭和48. 1 昭和57. 7 平成 5. 1 平成25. 9
		特別土地保有税情報管理	特別土地保有税の申告物件の管理、照会、異動処理	平成 5. 1
		事業所税情報管理	事業所税の申告物件の管理、照会、異動処理	平成 5. 1
5	軽自動車税システム	軽自動車税賦課	物件照会、異動処理、税計算	昭和47. 4 昭和61. 4 平成19. 4
6	収納口座情報システム	収納会計管理	照会、納付書作成、収納消込、督促状作成、滞納整理・処分	昭和54. 4 昭和63. 4 平成16. 3
		口座振替管理	口座振替者の照会、異動	昭和51. 4 平成 1. 4 平成16. 3

(出所：情報システム課作成資料 適用業務：汎用機系から監査人が加工)

ウ 情報システム部門

豊田市の情報システムを所管する部門は、情報システム課である。

情報システム課の組織構成及び業務内容は図表3-10-2のとおりである。職員26名、委託12名、派遣4名の合計40名により構成されている。情報システム課はシステムに関する専門知識を要する部署であるが、豊田市においては、職員の内部育成により、情報システムに関する専門知識を習得させている。なお、職員の情報システム関連のスキルについては、基本的には情報システム課内で教育を行うのに加え、必要に応じて外部セミナー・研修を受講することにより獲得している。

情報システムの調達に当たっては、情報システム課の内製により開発する方法のほか、外部ベンダーの活用、パッケージの導入が考えられるが、豊田市においては、システム更新時に他の選択肢も検討したものの、原課のシステムへの要望と、パッケージの適合性の分析、費用対効果を勘案し、内製による開発を選択している。

【図表 3-10-2】 情報システム課組織構成と業務内容

部	課	担当	業務内容
総務部	情報システム課	情報化推進担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報化の推進に関すること ・ 情報セキュリティに関すること ・ I Tに係る運用指導
		基盤管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器の整備・運用に関すること
		開発担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汎用機適用システムの開発に関すること ・ 行政情報系システムの運用及び開発に関すること
		運用担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汎用機適用業務の運用及び保守に関すること

(出所：情報システム課作成の組織構成から監査人が加工)

エ 市税及び国民健康保険税に関連するシステムの構成

市税及び国民健康保険税に関連する 6 システムは、全て汎用機上に構築されている。原課に業務用の端末があり、汎用機とオンラインで接続されている。

オ 市税及び国民健康保険税に関連するシステムの概要

市税及び国民健康保険税に関連するシステムの概要は以下のとおりである。

(ア) 市税及び国民健康保険税に関連するシステム

市税及び国民健康保険税に関連する 6 システムは汎用機上に構築されている。情報システム課の所管であり、汎用機のハードウェアの保守を外部委託している以外は、情報システム課が保守及び運用を行っている。開発についても、導入時の設計及び開発は情報システム課にて行っており、導入後の変更に係る開発も基本的に情報システム課にて行っているが、開発時の人員が情報システム課内では足りない場合は開発要員について一部を外部委託することがある。

情報システム課のうち、市税及び国民健康保険税に関連する 6 システムを含む汎用機について担当しているのは、開発担当・運用担当の人員である。

(イ) 他システムとの連携

市税及び国民健康保険税に関連する 6 システムと税 4 課が所管するシステムとのデータ連携は、各システム間で情報システム課と原課が各々の役割を果たすことにより、データの正確性・網羅性を担保している。例えば、固定資産税に関するデー

タ連携では、資産税課が対象データを特定のフォルダにアップロードするとともに、データの連携結果を確認及び照合する役割を担う一方、情報システム課は、処理に異常終了がないかをモニタリングしている。

カ 近年の取組

市税及び国民健康保険税に関連する6システムと情報システム課における近年の取組としては下記の事項がある。

(ア) 情報システム課による開発以外の検討

近年はシステム導入及び更新の際、情報システム課による開発以外の手段（パッケージ導入、設計及び開発の外部委託等）も検討している。

検討の際には、課題に対する改善率、業務効率化の実現度合、導入後の変更（急な法改正対応や短納期）の対応可能性、情報システム課のスキルの維持及び向上などを考慮している。コストは導入時だけでなく維持費も考慮した5年間の総計について検討し、また複数の外部業者の見積を取得して比較検討している。

市税及び国民健康保険税に関連するシステムでは、情報システム課による開発以外の手段を採用したケースはないが、他のシステムについては実績がある。また、平成26年度の財務会計システム変更の際には上記の検討がなされ、結果、情報システム課による開発が採用されている。

(イ) 業務用一般ユーザーのアクセスログの監視

平成28年1月から、汎用機のオンライン画面にて、課長及び副課長が自部門の職員のアクセス記録を閲覧できるシステム（アクセス記録閲覧システム）が稼働している。市税及び国民健康保険税に関連する6システムにおいても、各システムの利用課の課長及び副課長がアクセス記録を閲覧可能である。このため、どの職員が、どの端末で、どのような情報を閲覧したかが閲覧できる仕様になっており、また課長及び副課長はセキュリティ研修にて、毎朝、自部門が所管するシステムの前日のアクセス状況を確認するよう指導を受けている。

この機能の稼働以前は、アクセスログは取得していたが、所管部門がアクセスログを閲覧する機能はなかった。他自治体における事案を受けて、職員による不適切なアクセスへの牽制となるよう実装した仕様である。

(ウ) 業務用一般ユーザーの管理徹底

平成27年度の包括外部監査では、市県民税システムにおいて使用されていない業務用一般ユーザーが使用可能な状況であったことが発見事項として挙げられた。

これに対して、当該状況を解消するとともに、平成28年3月18日に以下の内

容を各課へ依頼し、市県民税システム以外についても業務用一般ユーザーを適切に管理するよう指導している。

関係所属長各位

情報システム課長

住記始め25システムの平成28年度オンライン操作員の報告について（依頼）

…中略…

4 その他注意事項

年度途中での操作員登録の変更について

情報セキュリティ基本要綱第42条に定められている共通実施手順「アクセス制御基準」に従い、年度途中での人事異動や退職によりシステムを利用しなくなった場合は、操作員登録を直ちに削除する必要がありますので、その場合は、情報システム課まで事前に連絡してください。職員、特別任用職員、委託・派遣の全職員が対象となります。

…以下略…

（出所：情報システム課長発信の関係所属長への依頼文書から監査人が加工）

また、情報システム課にて、市税及び国民健康保険税に関連する6システムを含む汎用機上で稼働するシステムのユーザーについては、年次確認の際だけでなく、不定期に確認するようにしており、例えばパスワードの更新日が古く利用されていない可能性のあるユーザーを発見した際には、そのユーザーの所属課に利用状況を確認している。

キ システムの管理形態

市税及び国民健康保険税に関連する6システムは汎用機で稼働している。汎用機で稼働しているシステムは情報システム課の所管であり、保守、運用及び変更を情報システム課が行っている。情報システム課の業務は確立されており、安定的に運用されている。

ク 市税及び国民健康保険税に関連するシステムについてのルール

豊田市の情報システムについてのルールとしては、「豊田市情報セキュリティ基本方針」、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」、「共通実施手順」がある。また、情報システム課はこれらに従う手順書及びマニュアルを作成している。

市税及び国民健康保険税に関連する6システムについても、これらに従っている。

(ア) 豊田市情報セキュリティ基本方針

豊田市情報セキュリティ基本方針では、「本市が所有する情報や情報セキュリティの安全性を維持向上するため、次のとおり総合的かつ体系的な情報セキュリティ対策を進めます」として、「情報セキュリティに関し実施すべき項目を網羅した基本要綱」と「具体的対策を確実に実行するための実施手順」を定め、また、「定期的に見直しを実施し情報セキュリティ対策の継続的改善を進める」としている。

(イ) 豊田市情報セキュリティ基本要綱

豊田市情報セキュリティ基本要綱は、豊田市情報セキュリティ基本方針で定められている「情報セキュリティに関し実施すべき項目を網羅した基本要綱」である。

情報セキュリティの安全性を維持向上するための組織・体制の定義、文書の定義、情報資産の分類の定義をした上で、セキュリティ対策として、物理的セキュリティ、人的セキュリティ、技術的セキュリティ及び運用におけるセキュリティを網羅し、また、情報セキュリティ監査の実施について規定している。また、システムの開発及び変更手順について、以下のように規定している。

豊田市情報セキュリティ基本要綱

第5章 情報システムの導入と変更

(情報システムの導入又は変更の計画)

第31条 セキュリティ責任者は、情報システムを新規に導入することを計画する場合又は情報システムに変更を加えることを計画する場合は、計画内容の実施のための予算措置の前に、計画内容を対策事務局長に提出し、対策事務局長の承認を得るものとする。

2 セキュリティ管理者は、前項の計画の提出と承認に関する手順を定める。

(情報システムの導入又は変更の実施)

第32条 セキュリティ責任者は、情報システムを新規導入する又は情報システムに変更を加える場合は、導入又は変更の実施に係る契約等の前に、実施内容を対策事務局に提出し、対策事務局長の承認を得るものとする。

2 セキュリティ管理者は、前項の実施内容の提出と承認に関する手順を定める。

第6章 セキュリティ対策

第3節 技術的セキュリティ

(システム開発)

第48条 セキュリティ管理者は、情報システムを開発し、又は改修する場合において、稼働している他のシステム又は本番環境におけるデータの漏えい、盗

難、不正複製、き損及び滅失並びにシステムの停止を防ぐため、情報システムの開発又は改修に関する基準を定める。

- 2 セキュリティ責任者は、前項の基準に基づき、所管する情報システムの開発又は改修について対策を実施するものとする。

(ウ) 共通実施手順

共通実施手順は、豊田市情報セキュリティ基本要綱で「基本要綱に基づき、適用範囲に共通して遵守すべき事項又は基準を定める文書」と定義されており、豊田市情報セキュリティ基本要綱で定義されている組織及び体制の詳細、文書作成及び変更の手順、情報資産分類の手順、セキュリティ基準並びに監査手順を定義している。また、システムの開発及び変更手順については、以下のように規定されている。

共通実施手順

情報システムの導入・変更に関する計画承認手順

4 作成及び管理手順

(1) 導入及び変更の計画

ア セキュリティ責任者は、情報システムの新規導入又は情報システムに変更を加える場合は、計画内容の実施のための予算措置の前に、計画内容に関する導入計画書を作成し、対策事務局に提出するものとする。

イ 対策事務局長は、提出された導入計画書の記載内容について、セキュリティ対策、価格の妥当性、共用の可能性及び導入効果をチェックし、

…中略…

ウ 対策事務局長は、導入計画書の記載内容等が適切である場合は、これを承認し、速やかにセキュリティ責任者に通知するものとする。

情報システムの導入・変更の実施承認手順

4 作成及び管理手順

(1) 導入及び変更の承認

ア セキュリティ責任者は、情報システムの新規導入又は情報システムに変更を加えることを計画する場合は、導入又は変更の実施に係る契約等の前に、導入・変更承認願を作成し、対策事務局に提出するものとする

イ 対策事務局長は、提出された導入・変更承認願の記載内容について、セキュリティ対策、価格の妥当性、共用の可能性及び導入効果をチェックし、

…中略…

ウ 対策事務局長は、導入・変更承認願の記載内容等が適切である場合は、これを承認し、セキュリティ責任者に通知するものとする。

システム開発・改修基準

3 基準

- (1) システム開発等の責任者及び作業担当者特定すること。
- (2) システム開発等の責任者及び作業担当者が使用するID等を管理し、その他の者が開発環境にアクセスできないようアクセス制御すること。
- (3) システム開発等の責任者及び作業担当者が利用するパソコン等を特定すること。
- (4) 開発・改修環境と運用環境とを分離すること。
- (5) 疑似環境による十分な動作テスト及び運用テストを行うこと。
- (6) プログラム仕様書をはじめとしたシステム開発及び運用保守等に関する資料を作成し、基本要綱第53条の規定に基づき適切に保管及び管理すること。

情報システム課では、「業務申請作業手順」に従い、以下のように運用している。
「業務申請システム」にてシステム変更の依頼から情報システム課での対応、開発及び本番稼働並びに依頼部門での確認及び実効果の登録までを管理している。以下の①から⑥で順序を示す。

- ①依頼者が業務申請書に変更内容及び予想効果を記載し、依頼部署の課長決裁を受ける。
- ②情報システム課が依頼部署担当者へヒアリングを実施し、情報システム課にて実施可否を検討した後、課長決裁を受ける。
- ③情報システム課では、担当者とサポーターが対応を行う。サポーターは担当者の補助、教育及び指導を実施するとともに、担当者の二重化により作業漏れや間違いを防ぐために設定している。
- ④情報システム課担当者と依頼部署担当者間で作業方針及び仕様詳細を決定し、開発及びテストを実施する。
- ⑤テストについて、実施内容の概要並びに情報システム課及び依頼部署による済チェックがそれぞれ「業務申請システム」に記録され、依頼部署の課長決裁を受ける。
- ⑥情報システム課の作業完了決裁を受ける。

なお、仕様書、情報システム課での単体又は統合レベルでのテストや依頼部署によるテスト等のドキュメントにフォーマットはなく、存否及び内容は担当者によって異なる。ただし、サポーターによりチェックが行われ必要に応じて指導される。

本番移行の作業内容は「業務申請システム」上のチェックシートにおいて計画された後、当該シートに記録され、サポーターは変更対象が漏れなく本番環境に反映され

たことを確認し、これを記録する。

なお、本番アクセスの際に利用するユーザーは個人ユーザーで、情報システム課へ配属され業務上必要となった場合に権限を付与し、異動等により不要となったときに廃止している。

その後、依頼部署により「実効果」が入力され、依頼部署の課長決裁を受ける。

なお、入力タイミングは一律には決められないため、情報システム課にて年度末に効果が記入されていないものがないかチェックし、未入力のものについては依頼部署に対して確認及び記入の依頼をしている。

(2) 監査の結果

ア 監査の視点

- (ア) 市税及び国民健康保険税に関連するシステムについてのルールが策定されているか。
- (イ) 市税及び国民健康保険税に関連するシステムがルールに基づき運用されているか。
- (ウ) 市税及び国民健康保険税に関連するシステムの運用が効率的に行われているか。

イ 監査の手続

- (ア) 市税及び国民健康保険税に関連するシステムについてのルールが策定されているか確認する。
- (イ) 市税及び国民健康保険税に関連するシステムがルールに基づき運用されているか確認する。
- (ウ) 市税及び国民健康保険税に関連するシステムの運用が効率的に行われているか確認する。

ウ 監査の結果

ここでは、情報システム課についての意見について記述し、各税目又は情報システム課以外の特定の組織についての指摘及び意見については、それぞれの税目の指摘及び意見と合わせて記載している。

システム変更時の検証の記録の保管【意見】

システム変更時の検証（テスト）の実施について、「豊田市情報セキュリティ基本要綱」、「共通実施手順」において次のように規定されている。

- (5) 疑似環境による十分な動作テスト及び運用テストを行うこと。
- (6) プログラム仕様書をはじめとしたシステム開発及び運用保守等に関する資料を作成し、基本要綱第53条の規定に基づき適切に保管及び管理すること。

これらの規定に基づき情報システム課において実施するテストの記録の保管の実施については、原課の担当の裁量で決定がなされおり、保管されていないことがあった。システム開発・改修基準においては、「セキュリティ責任者が保管する資料について、プログラム仕様書を始めとしたシステム開発及び運用保守等に関する資料」と規定されており、テスト記録が明示されていないが、テスト記録は、ソフトウェアの開発若しくは変更業務の品質を管理し、又はソフトウェアの瑕疵を把握する上で必要な文書であるため、適切に保管することが望まれる。

また、税4課において保管すべき文書として、「共通実施手順」のシステム開発・改修基準（6）において、プログラム仕様書をはじめとしたシステム開発及び運用保守等に関する資料を作成・保管・管理する旨規定しているが、テスト記録も含むことが望まれる。